

第 2 章 食品衛生関係事業

第1節	許可事務	37
1	食品衛生法関係	37
2	食品製造業等取締条例関係	37
3	許可の有効期間	37
第2節	監視指導業務	38
1	監視業務	38
2	監視対象	38
3	監視指導	38
第3節	食品衛生管理者	58
第4節	製品検査	59
第5節	シアン化合物含有豆類の処理状況	60
第6節	輸入食品対策	61
第7節	牛乳衛生	81
1	牛乳の使用量と牛乳等の製造量	81
2	牛乳検査室	81
3	牛乳類の残留農薬の推移	81
第8節	食肉・水産食品衛生	85
1	と畜場及び食肉衛生検査所	85
2	市場衛生検査所	85
3	ふく	85
第9節	食品汚染対策	100
1	魚介類等の水銀汚染調査結果	100
2	食品等のPCB汚染調査結果	101
3	平成2年度魚介類のTBTO汚染調査の結果	103
4	野菜類に含有される硝酸塩等の実態調査結果	115
第10節	修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数	120
1	旅館及び宿泊所	120
2	食事及び弁当調製所	121
第11節	特殊事業	123
1	野菜・青果物の細菌及び寄生虫卵等の検査結果	123
2	学校給食用牛乳及び食品の検査結果	128

第 2 章 食品衛生関係事業

第 1 節 許可事務

1 食品衛生法関係

(1) 許可を要するもの

食品衛生法第20条の規定により、都道府県知事が施設について基準を定め、法第21条の規定に基づく許可を要する営業として、同法施行令第5条により34業種指定されているが、そのうち23業種については、許可の権限が保健所長に委任（一部委任を含む）されている。ただし、特別区の区域（卸売市場を除く）では15業種、特別区の区域の卸売市場内では全業種について知事に許可の権限がある。

(2) 報告するもの

食品衛生法施行細則第16条により、営業開始後10日以内に保健所長に届出すべき営業が10業種指定されている。

2 食品製造業等取締条例関係

(1) 許可を要するもの

本条例第5条により許可を必要とする業種として7業種が指定されており、許可権限は、全業種について保健所長に委任されている。ただし、特別区の区域の卸売市場内では全業種について知事に許可の権限がある。

(2) 届出を要するもの

菓子、アイスクリーム類、魚介類（生きているものを除く）及びその加工品、豆腐及びその加工品、弁当類、ゆでめん類又はそう菜類の行商人に対しては、届出のうえ鑑札及び記章の交付を行っている。

3 許可の有効期間

施設の耐久性、保全性等の程度により、2年（特殊業態に限り）、3年、4年、5年の4種に区分けしている。ただし、行商鑑札及び記章の有効期間は、交付の日からその年の12月31日までである。

第 2 節 監視指導業務

1 監視業務

食品衛生監視員は、食品営業施設に立ち入り、関係法規に基づく監視指導、収去検査等の業務に従事している。

2 監視対象

食品衛生法及び食品製造業等取締条例による許可営業、報告営業並びにその他の食品取扱営業である。

3 監視指導

平成 2 年度の監視対象となった食品衛生営業施設及び監視指導件数は次表のとおりである。

食 品 衛 生 関

	総 計	(1)食品衛生 法第21条に 規定する営 業(総計)	飲 食 店 営 業								
			小 計	旅 館 ホ テ ル	パ ー キ ャ バ レ	一 般 飲 食 店	民 生 食 堂	す し 屋	そ ば 屋	仕 出 し 屋	
元年度	全都	497,888	297,755	184,363	3,008	6,621	129,854	149	8,611	6,893	1,307
	都	121,014	61,712	33,769	1,519	368	21,855	-	1,645	1,371	282
	区	376,874	236,043	150,594	1,489	6,253	107,999	149	6,966	5,522	1,025
2年度	全都	492,417	294,002	182,675	2,928	6,470	128,823	146	8,515	6,791	1,326
	都	121,337	61,770	34,080	1,462	359	22,111	-	1,653	1,370	299
	区	371,080	232,232	148,595	1,466	6,111	106,712	146	6,862	5,421	1,027
千代田	13,896	10,818	6,479	83	113	4,781	3	317	289	18	
中央	21,524	15,648	10,564	58	2,168	6,564	7	443	254	44	
港	23,727	18,006	12,425	104	1,387	9,088	11	408	288	31	
新宿	24,953	17,768	13,009	211	560	10,533	1	441	322	52	
文京	8,710	5,471	3,400	71	69	2,482	9	162	124	24	
台東	15,605	10,488	7,653	236	242	5,372	17	341	270	39	
墨田	12,820	6,705	4,323	33	182	3,113	16	213	158	30	
江東	13,782	8,508	4,751	31	37	3,225	14	241	184	75	
品川	15,420	9,688	5,882	54	171	4,109	11	302	199	63	
目黒	8,134	5,470	3,395	29	143	2,353	2	169	147	35	
大田	29,558	14,960	8,795	73	243	5,770	5	396	337	93	
世田谷	24,784	12,277	7,148	17	38	5,013	9	365	310	52	
渋谷	13,619	9,682	6,746	116	165	5,126	2	238	196	58	
中野	10,228	6,209	4,058	12	35	3,031	6	237	172	31	
杉並	15,050	8,841	5,528	21	73	3,948	-	305	251	29	
豊島	14,919	10,124	6,788	110	161	5,170	2	340	215	44	
北	13,335	7,579	4,731	37	58	3,393	7	242	188	29	
荒川	8,495	5,004	3,151	16	60	2,316	15	154	119	18	
板橋	15,248	9,539	5,651	13	29	4,042	3	311	253	46	
練馬	16,473	8,864	5,186	8	29	3,608	-	294	256	66	
足立	19,217	12,279	7,280	63	21	5,265	2	373	350	53	
葛飾	15,430	8,475	5,369	26	56	3,826	3	249	278	49	
江戸川	16,153	9,829	6,283	44	71	4,584	1	321	261	48	
青梅	4,354	2,530	1,303	114	14	826	-	67	44	12	
福生	5,708	3,148	1,834	25	33	1,258	-	65	65	31	
五日市	2,979	1,255	620	85	-	320	-	29	26	13	
八王子	15,059	7,964	4,248	78	46	2,877	-	211	157	31	
日野	3,780	2,273	1,023	4	3	658	-	61	48	12	
多摩	3,690	2,178	1,086	9	6	723	-	55	43	18	
町田	9,666	4,854	2,651	16	33	1,919	-	139	97	20	
府中	6,056	3,847	2,026	16	10	1,369	-	98	89	33	
武蔵調布	7,827	4,094	2,352	13	14	1,631	-	141	110	4	
小金井	6,673	2,822	1,776	12	30	1,157	-	81	77	10	
立川	15,938	7,690	4,252	88	45	2,836	-	181	177	46	
武蔵野	6,923	3,602	2,259	19	77	1,633	-	103	74	17	
三鷹	5,200	2,333	1,183	8	13	721	-	78	65	13	
田無	5,745	2,608	1,460	6	12	934	-	77	70	8	
東久留米	4,899	2,209	1,152	7	3	681	-	63	70	7	
小平	6,556	2,674	1,409	9	-	895	-	62	68	5	
東村山	5,401	3,183	1,747	18	8	1,152	-	110	79	12	
大島	2,875	1,499	1,068	661	5	280	-	20	4	1	
三宅	910	362	222	129	-	54	-	4	1	-	
八丈	846	485	300	113	7	150	-	5	6	6	
小笠原	252	160	109	32	-	37	-	3	-	-	

係 施 設 数 (その1)

(平成2年度)

飲 食 店 営 業								喫 茶 店 営 業				
弁 当 屋	そ う 菜 店	移 動	臨 時	許 可 有 る 集 団 給 食	自 動 車	自 販 売 機	天 ぶ ら 船	小 計	店 舗	自 販 売 機	自 動 車	
7,162	9,427	1,027	2,347	5,752	331	1,763	111	27,413	1,679	25,667	67	
1,629	2,113	129	988	1,368	84	418	-	6,041	282	5,725	34	
5,533	7,314	898	1,359	4,384	247	1,345	111	21,372	1,397	19,942	33	
7,113	9,178	941	2,267	6,019	308	1,743	107	27,037	1,619	25,356	62	
1,624	2,049	128	1,076	1,436	83	430	-	5,986	269	5,684	33	
5,489	7,129	813	1,191	4,583	225	1,313	107	21,051	1,350	19,672	29	
214	77	3	18	441	3	119	-	2,248	85	2,160	3	
263	148	21	106	413	4	67	4	1,679	74	1,604	1	
190	143	42	70	449	9	191	14	2,461	96	2,364	1	
236	194	32	32	303	5	87	-	1,803	126	1,675	2	
132	127	16	3	144	3	34	-	488	29	459	-	
157	220	114	496	101	8	34	6	668	72	596	-	
144	278	42	19	72	4	13	6	424	19	405	-	
215	304	36	15	219	19	121	15	1,019	44	975	-	
245	322	34	1	249	9	99	14	1,203	70	1,132	1	
136	209	7	10	119	13	23	-	477	26	451	-	
492	629	62	189	311	33	153	9	1,431	54	1,377	-	
399	484	46	42	297	12	64	-	896	73	814	9	
217	221	30	81	230	16	50	-	1,045	154	891	-	
177	210	23	3	102	5	14	-	346	33	311	2	
274	374	26	1	196	6	24	-	491	51	440	-	
217	334	10	11	133	4	37	-	873	88	784	1	
215	362	49	2	110	6	33	-	551	31	519	1	
97	269	29	1	50	2	5	-	220	28	192	-	
319	382	26	3	160	7	57	-	734	25	707	2	
264	402	36	40	143	15	25	-	472	73	398	1	
311	625	57	8	103	9	34	6	664	52	612	-	
293	413	29	36	86	11	12	2	428	23	403	2	
282	402	43	4	152	22	17	31	430	24	403	3	
52	79	7	15	50	2	21	-	248	11	237	-	
95	73	5	114	51	3	16	-	362	11	350	1	
35	40	2	50	14	-	6	-	73	5	68	-	
206	240	7	152	165	5	73	-	841	35	806	-	
58	63	2	5	82	3	24	-	417	7	410	-	
63	69	4	6	67	5	18	-	258	17	239	2	
90	114	10	34	116	12	51	-	429	28	400	1	
92	105	12	60	104	5	33	-	560	13	545	2	
84	142	4	86	102	4	17	-	269	18	250	1	
93	103	9	99	98	-	7	-	147	11	135	1	
232	245	16	166	145	11	64	-	895	34	859	2	
65	131	1	12	103	4	20	-	309	31	278	-	
64	90	2	15	89	10	15	-	277	8	255	14	
95	129	6	39	73	1	10	-	214	7	204	3	
84	119	9	42	39	10	18	-	156	1	155	-	
98	106	8	51	80	4	23	-	294	4	289	1	
107	132	11	59	49	4	6	-	207	4	199	4	
5	46	13	25	-	-	8	-	16	10	5	1	
2	12	-	19	1	-	-	-	4	4	-	-	
2	10	-	-	1	-	-	-	7	7	-	-	
2	1	-	27	7	-	-	-	3	3	-	-	

食 品 衛 生 関

		菓 子 製 造 業							あ ん 類 製 造 業	ア スカリ-I 類 製 造 業
		小 計	パ ン 製 造 業	生 菓 子 製 造 業	その 他 の 菓 子 製 造 業	移 動	臨 時	自 動 車		
元年度	全都	11,075	2,492	5,660	2,330	53	523	17	70	1,199
	都	2,753	588	1,475	450	9	223	8	13	263
	区	8,322	1,904	4,185	1,880	44	300	9	57	936
2年度	全都	10,712	2,393	5,477	2,275	54	499	14	70	1,135
	都	2,747	596	1,442	453	9	240	7	12	253
	区	7,965	1,797	4,035	1,822	45	259	7	58	882
	千代田	185	52	85	46	2	—	—	—	17
	中央	243	38	160	26	1	18	—	2	33
	港	348	76	210	53	4	5	—	1	58
	新宿	364	87	188	75	2	12	—	3	46
	文京	198	51	104	42	—	1	—	—	29
	台東	473	63	171	121	11	106	1	—	40
	墨田	287	51	122	114	—	—	—	3	28
	江東	290	78	140	69	—	3	—	9	28
	品川	261	74	121	66	—	—	—	2	36
	目黒	246	58	121	64	—	2	1	2	26
	大田	559	144	284	66	—	65	—	3	57
	世田谷	570	155	320	85	1	9	—	1	59
	渋谷	289	67	171	40	2	9	—	1	33
	中野	256	37	153	57	1	6	2	1	30
	杉並	384	105	201	75	2	1	—	4	32
	豊島	337	71	204	60	1	1	—	5	35
	北	293	88	137	65	—	3	—	3	30
	荒川	234	44	51	136	1	2	—	2	38
	板橋	362	97	203	58	1	2	1	9	42
	練馬	473	93	281	85	11	3	—	—	52
	足立	612	114	304	185	4	4	1	3	50
	葛飾	357	75	146	130	1	4	1	2	41
	江戸川	344	79	158	104	—	3	—	2	42
	青梅	125	19	85	14	3	4	—	2	12
	福生	119	23	68	17	1	10	—	—	7
	五日市	66	11	39	4	—	12	—	—	10
	八王子	350	71	172	46	—	60	1	2	34
	日野	82	23	38	17	1	3	—	—	12
	多摩	101	36	49	15	—	—	1	—	11
	町田	226	74	119	26	—	5	2	1	24
	府中	140	25	82	19	1	13	—	—	6
	武蔵調布	190	24	101	28	—	37	—	—	11
	小金井	132	30	71	19	—	11	1	—	8
	立川	288	64	141	49	—	34	—	—	23
	武蔵野	152	27	92	30	—	3	—	2	28
	三鷹	87	19	60	4	—	3	1	2	7
	田無	142	40	61	33	—	8	—	1	9
	東久留米	139	34	60	35	1	9	—	1	14
	小平	154	28	92	23	1	10	—	—	9
	東村山	168	34	80	40	1	13	—	1	16
	大島	56	6	21	27	—	1	1	—	8
	三宅	14	2	8	2	—	2	—	—	—
	八丈	12	5	3	4	—	—	—	—	4
	小笠原	4	1	—	1	—	2	—	—	—

係 施 設 数 (その2)

(平成2年度)

乳処理業	特別牛乳 さく取 処理業	乳製品 製造業	集乳業	乳 類 販 売 業					食 肉 処 理 業
				小 計	専 業	ジョウナス売	自 動 販 売 機	移 動 販 売 車	
16	-	97	1	37,159	1,614	25,343	10,008	194	1,047
12	-	35	-	9,468	426	6,730	2,234	78	205
4	-	62	1	27,691	1,188	18,613	7,774	116	842
17	-	97	1	36,395	1,585	24,494	10,160	156	1,095
13	-	36	-	9,389	418	6,590	2,314	67	195
4	-	61	1	27,006	1,167	17,904	7,846	89	900
-	-	1	-	1,549	21	571	957	-	14
-	-	3	-	1,126	35	453	638	-	20
-	-	2	-	1,777	38	752	986	1	142
1	-	10	-	1,531	38	829	660	4	41
-	-	-	-	746	36	510	200	-	12
-	-	3	-	879	31	622	225	1	27
-	-	1	-	798	53	599	146	-	26
-	-	3	-	1,245	55	718	471	1	41
-	-	3	-	1,190	46	726	415	3	57
-	-	2	-	675	36	477	162	-	15
-	-	4	-	2,033	103	1,338	582	10	54
1	-	7	-	1,721	104	1,307	307	3	32
-	-	3	-	863	27	503	333	-	20
-	-	4	-	651	40	515	95	1	25
-	-	1	1	1,108	45	889	169	5	21
-	-	5	-	1,027	33	704	290	-	34
1	-	2	-	961	50	706	203	2	27
-	-	-	-	670	49	507	114	-	36
-	-	1	-	1,341	63	1,002	274	2	59
-	-	-	-	1,181	39	991	126	25	49
-	-	2	-	1,633	85	1,354	191	3	95
1	-	3	-	1,016	75	787	147	7	21
-	-	1	-	1,285	65	1,044	155	21	32
-	-	-	-	453	19	299	135	-	4
1	-	-	-	439	19	286	134	-	13
-	-	-	-	247	14	195	33	5	3
-	-	1	-	1,183	56	819	301	7	25
1	-	1	-	445	18	262	160	5	4
-	-	3	-	361	19	233	98	11	3
1	-	1	-	805	34	573	173	25	15
2	-	7	-	623	17	379	226	1	9
1	-	4	-	599	31	439	127	2	6
-	-	-	-	370	14	300	56	-	11
1	-	4	-	1,105	53	738	310	4	48
-	-	2	-	425	14	268	142	1	5
-	-	-	-	394	37	269	84	4	11
1	-	1	-	376	19	287	70	-	1
-	-	1	-	351	12	271	67	1	15
1	-	1	-	453	23	321	109	-	4
1	-	6	-	506	17	404	85	-	14
1	-	1	-	139	2	136	1	-	1
1	-	2	-	46	-	46	-	-	3
1	-	1	-	54	-	53	-	1	-
-	-	-	-	15	-	12	3	-	-

食 品 衛 生 関

		食肉販売業			食肉製品 製造業	魚介類販売業			魚介類 せり売業	魚 肉 ねり製品 製造業	食品の冷凍又は冷蔵業	
		小 計	店 舗	移 動 販売車		小 計	店 舗	移 動 販売車			小 計	冷 凍 業
元年度	全都	14,210	14,079	131	250	14,429	13,963	446	30	358	428	188
	都	3,888	3,817	71	71	3,691	3,560	131	16	55	104	58
	区	10,322	10,262	60	179	10,738	10,403	335	14	303	324	130
2年度	全都	14,041	13,938	103	243	14,284	13,844	440	28	341	413	172
	都	3,839	3,776	63	70	3,666	3,543	123	16	51	104	56
	区	10,202	10,162	40	173	10,618	10,301	317	12	290	309	116
千代田		123	123	-	2	102	101	1	-	8	16	15
中央		256	256	-	4	1,451	1,435	16	7	20	61	22
港		299	298	1	9	307	295	12	-	7	20	7
新宿		424	420	4	7	365	358	7	-	10	7	6
文京		239	239	-	1	257	253	4	-	6	-	-
台東		261	261	-	15	279	274	5	-	10	-	-
墨田		342	341	1	3	280	264	16	-	10	3	1
江東		431	431	-	10	426	398	28	-	12	20	9
品川		439	437	2	11	379	374	5	-	15	16	7
目黒		292	292	-	3	224	222	2	-	8	1	-
大田		788	786	2	9	844	820	24	2	22	93	12
世田谷		822	820	2	18	758	742	16	-	10	3	1
渋谷		296	294	2	3	267	263	4	-	4	4	4
中野		351	351	-	8	313	309	4	-	9	6	5
杉並		597	596	1	11	483	478	5	-	16	2	1
豊島		437	437	-	5	392	390	2	-	9	3	2
北		397	397	-	1	359	346	13	-	25	3	1
荒川		275	275	-	3	218	212	6	-	8	5	1
板橋		572	570	2	13	513	503	10	-	18	12	5
練馬		641	641	-	18	555	533	22	-	10	10	6
足立		791	787	4	13	784	719	65	3	19	14	6
葛飾		514	510	4	3	475	459	16	-	21	6	4
江戸川		615	600	15	3	587	553	34	-	13	4	1
青梅		155	152	3	-	151	145	6	-	-	2	2
福生		160	160	-	5	139	139	-	-	1	12	11
五日市		97	87	10	-	110	95	15	-	-	-	-
八王子		538	533	5	9	539	526	13	1	9	18	13
日野		133	132	1	3	127	123	4	-	1	-	-
多摩		154	143	11	6	147	136	11	-	5	4	2
町田		325	303	22	2	290	279	11	-	2	2	2
府中		186	185	1	3	183	177	6	-	4	11	6
武蔵野		295	295	-	4	243	242	1	1	2	8	3
小金井		173	172	1	3	156	154	2	-	1	1	-
立川		440	439	1	14	448	429	19	-	4	9	4
武蔵野		186	186	-	3	176	167	9	-	8	3	1
三鷹		160	154	6	3	161	151	10	-	2	1	1
田無		171	171	-	4	152	146	6	-	7	3	1
東久留米		161	160	1	4	165	163	2	1	1	2	1
小平		152	152	-	2	144	142	2	-	2	-	-
東村山		216	216	-	3	200	195	5	-	1	9	6
大島		67	67	-	2	71	71	-	5	-	8	2
三宅		25	25	-	-	23	23	-	2	-	5	-
八丈		36	35	1	-	32	31	1	4	-	4	1
小笠原		9	9	-	-	9	9	-	2	1	2	-

係 施 設 数 (その3)

(平成2年度)

食品の冷凍 冷蔵業	食品の 放射線 照射業	清涼飲料 水製造業	乳酸菌飲 料製造業	氷 雪 製 造 業				氷 雪 販 売 業	食 用 油 脂 製 造 業		
				小 計	氷 雪 製 造 業	自動角水 製 造 機	自 動 販 売 機		小 計	動 物 性 脂 油	植 物 性 脂 油
240	-	76	9	138	48	73	17	525	59	43	16
46	-	27	7	46	19	23	4	60	11	6	5
194	-	49	2	92	29	50	13	465	48	37	11
241	-	75	9	125	44	65	16	486	58	41	17
48	-	26	7	46	18	24	4	56	14	7	7
193	-	49	2	79	26	41	12	430	44	34	10
1	-	-	-	-	-	-	-	16	-	-	-
39	-	1	-	5	5	-	-	25	1	1	-
13	-	3	-	7	2	-	5	32	-	-	-
1	-	4	-	7	1	6	-	20	2	1	1
-	-	1	-	1	-	1	-	19	-	-	-
-	-	6	-	1	-	1	-	26	-	-	-
2	-	3	-	1	1	-	-	15	20	20	-
11	-	3	-	2	-	1	1	24	1	-	1
9	-	2	-	7	2	4	1	24	-	-	-
1	-	4	-	1	-	1	-	10	2	1	1
81	-	1	-	10	1	4	5	36	2	2	-
2	-	4	-	7	-	7	-	20	-	-	-
-	-	1	-	-	-	-	-	14	-	-	-
1	-	2	-	1	-	1	-	12	-	-	-
1	-	-	-	3	-	3	-	5	-	-	-
1	-	-	-	7	1	6	-	24	-	-	-
2	-	2	-	2	1	1	-	20	2	1	1
4	-	1	-	2	1	1	-	17	4	4	-
7	-	1	1	7	4	3	-	16	2	1	1
4	-	-	-	2	1	1	-	8	1	-	1
8	-	3	-	2	2	-	-	19	-	-	-
2	-	4	1	2	2	-	-	15	4	2	2
3	-	3	-	2	2	-	-	13	3	1	2
-	-	1	-	-	-	-	-	3	-	-	-
1	-	1	-	-	-	-	-	1	3	3	-
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
5	-	5	-	1	1	-	-	8	1	-	1
-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
2	-	3	1	1	-	1	-	2	-	-	-
-	-	-	-	2	-	2	-	6	1	1	-
5	-	2	1	3	1	1	1	3	1	1	-
5	-	2	-	1	-	1	-	4	-	-	-
1	-	-	-	3	1	1	1	2	-	-	-
5	-	1	1	2	2	-	-	4	1	1	-
2	-	1	-	2	-	1	1	4	-	-	-
-	-	-	-	1	-	-	1	1	1	1	-
2	-	2	1	-	-	-	-	4	-	-	-
1	-	1	-	2	1	1	-	2	-	-	-
-	-	2	2	-	-	-	-	1	-	-	-
3	-	4	1	1	1	-	-	2	-	-	-
6	-	-	-	17	4	13	-	1	5	-	5
5	-	-	-	2	2	-	-	4	1	-	1
3	-	1	-	4	3	1	-	3	-	-	-
2	-	-	-	3	2	1	-	-	-	-	-

食 品 衛 生 関

		マーガリン又は ショートニング 製造業	み そ 製造業	しょう油 製造業	ソース類 製造業	酒 類 製造業	豆 腐 製造業	納 豆 製造業	めん類 製造業	そう菜 製造業
元年度	全都	5	22	18	64	35	2,352	49	935	1,059
	都	—	9	10	21	30	545	15	258	257
	区	5	13	8	43	5	1,807	34	677	802
2年度	全都	4	21	15	59	37	2,274	47	905	1,055
	都	—	8	8	21	32	531	14	253	265
	区	4	13	7	38	5	1,743	33	652	790
千代田	—	2	—	1	—	17	1	9	17	
中央	—	—	1	2	—	31	1	14	75	
港	—	1	—	2	—	42	—	16	37	
新宿	—	—	—	—	—	58	2	26	27	
文京	—	1	—	—	—	46	—	13	11	
台東	—	1	—	1	—	76	—	40	12	
墨田	—	—	—	1	—	69	4	27	27	
江東	—	1	1	6	—	59	1	39	69	
品川	1	1	—	2	—	68	4	40	39	
目黒	—	—	—	1	—	43	3	15	17	
大田	—	—	1	4	1	111	—	41	50	
世田谷	—	1	1	3	—	111	2	34	38	
渋谷	—	—	—	—	—	51	—	22	17	
中野	—	3	1	1	1	76	—	23	25	
杉並	—	—	1	3	—	95	2	18	31	
豊島	—	—	—	—	—	78	1	29	32	
北	1	1	—	3	2	87	2	38	22	
荒川	—	—	—	—	—	67	2	14	32	
板橋	—	—	—	2	—	94	1	32	38	
練馬	—	1	—	1	—	118	1	35	40	
足立	—	—	1	2	1	154	3	58	61	
葛飾	1	—	—	2	—	108	3	37	31	
江戸川	1	—	—	1	—	84	—	32	42	
青梅	—	1	2	—	3	28	1	16	19	
福生	—	—	—	—	2	18	1	12	13	
五日市	—	—	1	1	2	13	1	6	3	
八王子	—	1	1	1	4	61	3	37	38	
日野	—	—	—	—	—	15	—	2	6	
多摩	—	1	—	1	—	14	—	8	8	
町田	—	1	1	1	—	43	1	14	8	
府中	—	1	—	3	2	36	3	8	21	
武蔵調布	—	1	—	7	1	36	—	30	21	
小金井	—	—	1	—	—	24	—	6	8	
立川	—	1	2	1	2	58	2	40	43	
武蔵野	—	—	—	1	—	16	—	10	10	
三鷹	—	—	—	1	—	23	—	9	8	
田無	—	—	—	—	—	42	—	13	3	
東久留米	—	1	—	—	—	26	—	8	6	
小平	—	—	—	—	—	25	—	7	11	
東村山	—	—	—	4	1	41	1	18	11	
大島	—	—	—	—	4	8	1	3	17	
三宅	—	—	—	—	2	2	—	1	3	
八丈	—	—	—	—	8	2	—	4	7	
小笠原	—	—	—	—	1	—	—	1	1	

係 施 設 数 (その4)

(注) 行商については平成2年12月末現在 (平成2年度)

かん詰又は びん詰食 品製造業	添 加 物 製 造 業	(2)食品製造 業等取捨条 例に規定す る営業(総計)	行 商							
			小 計	菓 子	豆腐及び その加工品	弁 当 類	ゆ で め ん 類	そ う 菜 類	アイスクリーム 類	魚介類及 び加工品
60	204	35,350	576	113	163	57	3	65	3	172
10	22	9,360	169	39	55	8	-	43	1	23
50	182	25,990	407	74	108	49	3	22	2	149
56	192	35,210	959	247	194	122	7	115	21	253
12	20	9,576	391	142	66	37	3	77	10	56
44	172	25,634	568	105	128	85	4	38	11	197
2	9	940	10	2	-	5	-	2	-	1
5	18	1,589	84	33	-	38	-	6	-	7
4	6	1,169	4	-	-	1	-	-	-	3
1	-	1,096	6	3	-	-	-	-	-	3
-	3	802	15	2	6	3	-	2	1	1
3	14	1,093	38	12	2	5	1	4	8	6
-	10	794	24	2	15	-	-	1	-	6
5	12	948	20	4	6	-	-	1	-	9
2	4	857	7	3	1	-	-	-	-	3
2	6	586	7	-	4	-	-	-	-	3
3	6	1,921	50	17	5	1	-	2	-	25
3	7	1,755	80	11	37	6	3	7	-	16
-	3	669	8	1	-	2	-	1	-	4
2	4	713	9	-	4	1	-	-	-	4
1	3	1,179	19	-	14	-	-	1	-	4
-	3	1,192	25	3	-	14	-	3	-	5
2	11	955	9	-	1	-	-	-	-	8
1	4	368	11	3	4	1	-	2	-	1
3	15	1,389	21	3	5	6	-	3	1	3
1	9	1,211	15	4	7	-	-	2	-	2
2	10	1,874	24	1	-	-	-	-	-	23
2	8	1,110	22	1	11	2	-	1	-	7
-	7	1,424	60	-	6	-	-	-	1	53
1	-	663	93	10	31	1	-	41	1	9
1	4	374	26	14	1	3	-	3	-	5
-	1	322	13	6	1	2	1	2	-	1
3	2	1,191	28	12	3	3	1	2	1	6
-	-	289	1	-	-	-	-	-	-	1
-	-	338	-	-	-	-	-	-	-	-
1	1	758	5	1	2	-	-	-	1	1
-	3	638	11	-	5	2	-	1	2	1
2	4	644	35	23	1	2	-	4	1	4
-	-	402	23	11	-	8	-	-	-	4
-	1	1,057	52	20	1	5	-	14	2	10
-	-	396	1	-	-	-	-	-	-	1
-	1	400	10	3	2	2	-	2	-	1
-	1	414	36	17	9	5	-	1	2	2
-	-	403	15	7	1	-	-	6	-	1
-	1	375	4	4	-	-	-	-	-	-
3	1	515	26	11	8	4	1	-	-	2
-	-	204	6	2	-	-	-	1	-	3
-	-	60	2	1	-	-	-	-	-	1
1	-	115	4	-	1	-	-	-	-	3
-	-	18	-	-	-	-	-	-	-	-

食 品 衛 生 関

		つけ物 製造業	製菓材料 等製造業	粉末食品 製造業	そう菜 半製品等 製造業	調味料等 製造業	魚介類 加工業	食料品等販売業			
								小 計	店 舗	自 動 販売機	移 動 販売車
元年度	全都	391	126	140	289	332	692	32,804	31,013	1,519	272
	都	106	25	39	78	68	155	8,720	8,337	272	111
	区	285	101	101	211	264	537	24,084	22,676	1,247	161
2年度	全都	391	126	144	280	341	673	32,296	30,550	1,485	261
	都	118	26	38	73	84	153	8,693	8,321	263	109
	区	273	100	106	207	257	520	23,603	22,229	1,222	152
千代田	1	1	-	-	-	3	2	923	807	115	1
中 央	7	1	2	7	13	154	1,321	1,190	124	7	
港	7	5	3	3	17	6	1,124	992	131	1	
新 宿	10	1	3	7	8	13	1,048	962	79	7	
文 京	1	2	-	7	4	8	765	737	28	-	
台 東	15	5	1	9	11	7	1,007	971	35	1	
墨 田	17	4	2	5	10	11	721	700	18	3	
江 東	10	3	3	8	7	34	863	825	30	8	
品 川	8	6	8	10	6	21	791	710	78	3	
目 黒	-	2	14	5	8	7	543	504	36	3	
大 田	11	5	7	13	15	29	1,791	1,664	107	20	
世田谷	14	5	3	12	13	22	1,606	1,526	75	5	
渋 谷	4	2	3	7	8	4	633	597	33	3	
中 野	8	2	2	7	8	5	672	617	48	7	
杉 並	9	6	3	5	5	15	1,117	1,044	69	4	
豊 島	8	3	1	15	13	7	1,120	1,063	57	-	
北	11	6	14	6	13	27	869	850	15	4	
荒 川	6	3	7	15	8	9	309	302	4	3	
板 橋	36	7	13	11	17	14	1,270	1,248	18	4	
練 馬	44	3	4	11	9	22	1,103	1,056	22	25	
足 立	30	17	5	16	24	21	1,737	1,696	39	2	
葛 飾	5	7	2	14	31	17	1,012	962	40	10	
江 戸 川	11	4	6	14	6	65	1,258	1,206	21	31	
青 梅	29	1	2	5	7	6	520	509	7	4	
福 生	7	-	1	5	1	7	327	314	11	2	
五 日 市	9	2	1	5	1	3	288	266	4	18	
八 王 子	6	2	5	7	15	7	1,121	1,058	48	15	
日 野	1	-	-	-	1	1	285	265	14	6	
多 摩	5	-	-	2	2	3	326	306	10	10	
町 田	5	1	7	8	6	4	722	692	17	13	
府 中	2	4	-	8	6	3	604	586	16	2	
武蔵調布	12	3	5	3	22	3	561	544	14	3	
小 金 井	1	1	1	3	2	4	367	358	7	2	
立 川	19	1	2	7	6	12	958	930	22	6	
武 蔵 野	1	3	-	2	-	2	387	368	18	1	
三 鷹	-	2	-	1	2	2	383	350	24	9	
田 無	4	-	1	6	2	7	358	327	21	10	
東久留米	3	1	3	3	-	5	373	361	7	5	
小 平	4	1	1	1	3	1	360	342	16	2	
東 村 山	6	1	3	6	8	1	464	457	7	-	
大 島	1	-	2	-	-	42	153	153	-	-	
三 宅	1	-	1	-	-	9	47	47	-	-	
八 丈	1	1	3	1	-	28	77	76	-	1	
小 笠 原	1	2	-	-	-	3	12	12	-	-	

係 施 設 数 (その5)

(平成2年度)

(3)ぶく取扱規制条例に規定する営業	(4)食品衛生法施行細則第16条に規定する営業等(総計)	集 団 給 食						食 品 製 造 業					
		小 計	学 校	病 院 診 療 所	工 場 事 業 所	そ の 他	小 計	製粉・精米 ・精麦業	つ け 物 製 造 業	そ の 他 の 食 品 製 造 業			
										一 般 食 品	乳 肉 食 品		
2,798	161,985	6,853	2,374	779	1,949	1,751	6,169	3,663	1,442	977	87		
209	49,733	1,718	466	225	433	594	1,399	625	544	224	6		
2,589	112,252	5,135	1,908	554	1,516	1,157	4,770	3,038	898	753	81		
2,851	160,354	6,823	2,381	772	1,891	1,779	6,158	3,634	1,453	984	87		
219	49,772	1,733	469	223	440	601	1,399	616	548	229	6		
2,632	110,582	5,090	1,912	549	1,451	1,178	4,759	3,018	905	755	81		
199	1,939	143	39	15	88	1	28	15	3	10	-		
506	3,781	225	26	10	167	22	91	45	12	23	11		
374	4,178	235	62	19	105	49	134	82	31	20	1		
252	5,837	271	68	20	136	47	113	91	9	13	-		
56	2,381	153	49	23	36	45	157	117	16	24	-		
180	3,844	160	52	20	45	43	117	95	17	5	-		
72	5,249	176	50	48	38	40	109	92	2	4	11		
86	4,240	216	76	12	55	73	100	61	7	28	4		
60	4,815	321	80	69	105	67	464	203	231	25	5		
47	2,031	108	49	15	20	24	303	116	124	53	10		
83	12,594	303	98	20	65	120	457	287	20	118	32		
59	10,693	319	178	24	25	92	489	258	122	109	-		
152	3,116	187	36	25	66	60	95	69	2	24	-		
41	3,265	154	50	15	32	57	163	151	8	2	2		
48	4,982	196	71	19	12	94	293	149	107	36	1		
93	3,510	158	44	21	25	68	174	132	3	39	-		
46	4,755	254	101	27	75	51	342	205	112	25	-		
35	3,088	111	72	14	21	4	190	153	-	36	1		
43	4,277	320	174	41	76	29	47	6	14	27	-		
33	6,365	196	82	17	17	80	120	71	30	19	-		
67	4,997	300	116	27	84	73	257	204	2	51	-		
34	5,811	199	157	19	11	12	242	199	22	21	-		
66	4,834	385	182	29	147	27	274	217	11	43	3		
5	1,156	78	3	13	24	38	27	11	3	13	-		
6	2,180	50	10	7	4	29	83	24	29	28	2		
1	1,401	53	25	6	1	21	30	11	6	13	-		
37	5,867	202	67	39	40	56	162	110	25	27	-		
4	1,214	36	9	4	11	12	34	30	2	2	-		
7	1,167	50	5	6	26	13	34	32	2	-	-		
16	4,038	200	51	23	69	57	38	19	1	16	2		
13	1,558	88	10	11	31	36	72	46	22	4	-		
14	3,075	121	33	11	32	45	69	38	20	9	2		
10	3,439	89	46	5	12	26	228	71	152	5	-		
18	7,173	189	35	26	49	79	59	12	13	34	-		
26	2,899	61	14	5	28	14	50	23	2	25	-		
6	2,461	79	22	10	8	39	94	55	36	3	-		
25	2,698	71	20	6	20	25	33	12	14	7	-		
11	2,276	124	49	29	19	27	43	32	5	6	-		
12	3,495	85	24	9	26	26	155	57	75	23	-		
6	1,697	103	22	12	28	41	39	18	9	12	-		
-	1,172	26	19	-	3	4	137	11	125	1	-		
1	487	6	2	-	1	3	9	1	7	1	-		
-	246	13	3	1	-	9	3	3	-	-	-		
1	73	9	-	-	8	1	-	-	-	-	-		

食 品 衛 生 関

		食 品 販 売 業								
		小 計	魚介類加工 品販売業	乳 製 品 販 売 業	アイスクリーム 類 販 売 業	野菜果物 販 売 業	菓子(パンを 含む)販売業	主 食 販 売 業	酒類・調味 料販売業	その他の 食品販売業
元年度	全都	133,087	13,625	17,415	21,707	11,953	29,625	6,023	13,128	19,611
	都	40,079	5,101	5,965	6,696	3,301	7,008	1,635	4,147	6,226
	区	93,008	8,524	11,450	15,011	8,652	22,617	4,388	8,981	13,385
2年度	全都	131,646	13,609	17,307	21,573	11,750	29,471	6,029	13,123	18,784
	都	40,099	5,111	5,970	6,694	3,307	7,016	1,648	4,139	6,214
	区	91,547	8,498	11,337	14,879	8,443	22,455	4,381	8,984	12,570
千代田	1,692	144	435	186	166	522	73	103	63	
中央	3,067	156	219	292	423	642	70	284	981	
港	3,285	254	430	447	248	647	98	384	777	
新宿	5,243	293	610	605	383	1,243	214	701	1,194	
文京	1,940	177	142	339	227	508	130	204	213	
台東	3,254	259	301	627	239	1,032	136	292	368	
墨田	4,866	540	579	1,276	330	1,110	193	495	343	
江東	3,581	396	325	559	299	855	223	237	687	
品川	3,173	383	271	446	299	756	238	330	450	
目黒	1,496	103	165	132	282	367	125	161	161	
大田	10,447	1,113	1,354	1,721	1,065	2,356	412	1,106	1,320	
世田谷	9,125	675	998	1,245	732	2,091	364	1,241	1,779	
渋谷	2,762	300	615	345	101	1,144	124	129	4	
中野	2,750	275	282	316	370	662	146	223	476	
杉並	4,041	385	655	710	462	718	189	255	667	
豊島	2,820	325	476	295	407	721	146	235	215	
北	3,605	393	470	556	302	632	222	381	649	
荒川	2,611	161	147	336	208	1,229	152	214	164	
板橋	3,523	172	252	823	268	917	250	343	498	
練馬	5,860	802	957	972	469	1,375	157	331	797	
足立	3,854	214	346	885	330	1,230	243	392	214	
葛飾	4,666	500	875	992	402	740	288	540	329	
江戸川	3,886	478	433	774	431	958	188	403	221	
青梅	953	51	65	155	118	322	64	93	85	
福生	1,855	147	434	262	100	367	66	116	363	
五日市	1,088	42	83	208	59	295	36	84	281	
八王子	4,594	680	706	854	598	1,023	168	390	175	
日野	1,070	103	105	227	91	238	39	140	127	
多摩	990	81	105	184	103	161	43	138	175	
町田	3,500	290	599	621	152	785	82	188	783	
府中	1,311	293	115	178	145	185	62	105	228	
武蔵調布	2,682	445	211	727	116	339	51	172	621	
小金井	2,285	532	495	259	169	161	70	104	495	
立川	5,535	686	809	686	439	1,004	167	925	819	
武蔵野	2,342	324	238	458	248	496	118	232	228	
三鷹	1,836	49	487	320	152	301	58	369	100	
田無	2,381	465	186	655	123	520	54	180	198	
東久留米	2,056	197	234	210	146	161	58	135	915	
小平	2,628	455	667	310	156	173	312	325	230	
東村山	1,438	106	248	183	208	249	95	222	127	
大島	945	113	131	126	106	137	40	120	172	
三宅	358	45	45	46	42	47	40	46	47	
八丈	195	-	-	19	30	45	21	46	34	
小笠原	57	7	7	6	6	7	4	9	11	

係 施 設 数 (その6)

(平成2年度)

小 計	食器具容器包装・おもちゃ				添加物 製造業	添加物 販売業	乳さく 取 業
	食器具容器 包装製造業	食器具容器 包装販売業	おもちゃ 製造業	おもちゃ 販売業			
7,006	122	3,906	297	2,681	56	8,454	360
2,298	7	1,502	10	779	5	3,879	355
4,708	115	2,404	287	1,902	51	4,575	5
6,948	122	3,879	297	2,650	55	8,368	356
2,300	7	1,502	10	781	4	3,885	352
4,648	115	2,377	287	1,869	51	4,483	4
50	—	26	1	23	1	25	—
258	—	216	—	42	7	133	—
125	1	102	—	22	—	399	—
196	—	127	3	66	—	14	—
108	2	69	3	34	1	22	—
224	16	118	44	46	5	84	—
78	14	17	24	23	—	20	—
165	1	89	1	74	—	178	—
135	17	81	—	37	—	722	—
55	5	32	1	17	1	68	—
933	3	349	6	575	1	453	—
515	2	336	1	176	—	245	—
65	—	45	—	20	3	4	—
98	10	31	—	57	5	95	—
140	8	92	—	40	6	306	—
83	3	52	1	27	9	266	—
152	8	101	—	43	—	402	—
148	1	23	82	42	—	28	—
241	6	179	27	29	9	137	—
162	—	96	1	65	—	23	4
115	6	61	18	30	2	469	—
421	10	84	46	281	—	283	—
181	2	51	28	100	1	107	—
29	—	16	—	13	—	27	42
78	—	52	—	26	—	46	68
75	—	38	—	37	—	106	49
436	—	215	—	221	—	473	—
31	—	18	—	13	—	43	—
45	—	24	—	21	—	43	5
58	—	33	5	20	—	208	34
37	—	14	—	23	1	37	12
105	—	39	5	61	2	88	8
207	—	192	—	15	—	623	7
343	1	294	—	48	—	975	72
215	—	150	—	65	—	231	—
101	1	89	—	11	—	349	2
76	—	52	—	24	—	134	3
32	—	19	—	13	—	9	12
196	—	107	—	89	—	429	2
92	1	74	—	17	1	24	—
39	4	25	—	10	—	5	20
72	—	36	—	36	—	35	7
26	—	10	—	16	—	—	9
7	—	5	—	2	—	—	—

食 品 衛 生 関 係 施 設

		総 計	(1)食品衛生法第21条に規定する営業(総計)	飲 食 店 業	喫 茶 店 業	菓 子 製 造 業	あ ん 類 製 造 業	アイスcream類 製 造 業	乳 処 理 業	特別牛乳さく取処理業	乳 製 品 製 造 業
元年度	全都	922,150	564,814	281,958	23,361	31,936	671	3,892	205	-	330
	都	404,981	206,624	67,425	6,957	8,313	205	935	179	-	210
	区	517,169	358,190	214,533	16,404	23,623	466	2,957	26	-	120
2年度	全都	973,742	589,727	287,770	23,349	33,433	712	3,591	451	-	725
	都	435,435	221,013	66,507	7,151	8,341	210	874	430	-	602
	区	538,308	368,714	221,263	16,198	25,092	502	2,717	21	-	123
千代田	14,318	11,659	7,543	1,431	494	-	58	-	-	-	
中 央	26,727	16,325	10,154	1,393	1,133	56	93	-	-	10	
港	23,835	17,722	12,472	1,531	743	21	127	-	-	3	
新 宿	34,879	26,958	18,954	1,535	1,378	24	102	-	-	18	
文 京	21,602	13,863	8,249	517	1,039	-	130	-	-	-	
台 東	33,794	22,227	15,280	395	2,214	-	124	-	-	1	
墨 田	17,626	10,834	6,262	262	929	19	118	-	-	2	
江 東	15,598	12,537	6,295	775	812	48	110	-	-	14	
品 川	19,861	15,566	9,298	903	613	16	113	-	-	1	
目 黒	11,688	9,467	5,394	293	1,006	23	107	-	-	2	
大 田	41,795	26,077	14,076	998	2,012	42	178	-	-	10	
世 田 谷	22,726	14,795	8,523	612	974	1	132	1	-	7	
澁 谷	14,044	10,395	6,985	548	419	11	50	-	-	2	
中 野	17,909	13,146	8,047	487	638	3	77	-	-	7	
杉 並	27,689	18,556	9,953	589	1,159	24	84	-	-	-	
豊 島	28,871	19,572	12,256	895	1,483	40	137	-	-	8	
北	27,015	16,946	9,509	572	1,051	20	104	19	-	24	
荒 川	13,376	9,321	5,542	220	698	48	116	-	-	2	
板 橋	23,644	15,578	9,206	493	974	54	182	-	-	1	
練 馬	21,750	12,944	6,325	310	1,513	3	171	-	-	-	
足 立	26,547	17,555	9,618	513	1,460	18	111	-	-	7	
葛 飾	28,768	18,717	10,878	583	1,300	20	122	1	-	2	
江 戸 川	24,245	17,954	10,444	343	1,050	11	171	-	-	2	
青 梅	5,438	3,132	1,769	149	148	32	22	-	-	-	
福 生	5,798	4,015	2,413	236	246	-	26	1	-	-	
五 日 市	9,307	4,008	1,992	45	433	-	55	-	-	-	
八 王 子	24,228	12,592	6,505	582	1,245	4	140	-	-	-	
日 野	7,011	4,802	2,510	256	384	-	69	2	-	3	
多 摩	6,034	2,712	1,328	66	232	-	7	-	-	4	
町 田	12,695	7,551	3,617	448	528	7	76	-	-	4	
府 中	9,293	6,478	3,570	267	497	-	37	9	-	31	
武蔵調布	10,912	6,272	3,578	246	584	-	22	6	-	6	
小 金 井	7,332	4,644	2,697	93	273	-	20	-	-	-	
立 川	20,288	11,847	6,600	1,009	840	-	59	10	-	10	
武 蔵 野	11,166	6,605	3,775	247	430	30	49	-	-	19	
三 鷹	9,169	5,374	2,823	191	322	47	45	-	-	-	
田 無	6,522	3,839	2,042	110	373	2	26	5	-	5	
東久留米	7,721	5,835	3,334	267	603	-	35	-	-	-	
小 平	8,076	5,167	3,276	367	299	-	22	2	-	5	
東 村 山	7,076	4,702	2,360	131	344	13	21	6	-	7	
大 島	4,146	3,359	2,271	25	140	-	10	44	-	44	
三 宅	4,472	1,731	766	11	55	-	-	71	-	71	
八 丈	3,531	2,184	1,243	31	64	-	45	49	-	49	
小 笠 原	971	624	413	5	11	-	-	-	-	-	
市 場	232,836	101,414	7,023	1,869	27	-	-	-	-	-	
センター	14,378	5,272	452	-	263	75	88	225	-	344	
芝浦食肉	1,948	1,948	4	32	-	-	-	-	-	-	
多摩食肉	5,087	4,906	146	468	-	-	-	-	-	-	

監視指導数 (その1)

(平成2年度)

集乳業	乳類販売業	食肉処理業	食肉販売業	食肉製品製造業	魚介類販売業	魚介類せり売業	魚肉ねり製品製造業	食品の冷凍又は冷蔵業	食品の放射線照射業	清涼飲料水製造業
4	48,087	3,049	42,278	783	106,236	3,153	1,874	963	-	334
-	14,948	1,140	15,945	231	80,507	3,153	325	686	-	172
4	33,139	1,909	26,333	552	25,729	-	1,549	277	-	162
13	50,671	6,530	44,821	1,006	113,057	3,564	1,834	1,067	-	584
13	15,248	4,586	18,565	464	87,042	3,564	377	761	-	383
-	35,423	1,944	26,256	542	26,015	-	1,457	306	-	201
-	1,240	30	382	3	343	-	9	5	-	-
-	1,167	103	822	42	909	-	60	49	-	2
-	1,264	67	523	28	645	-	10	13	-	2
-	1,697	97	1,432	28	1,248	-	28	21	-	4
-	1,345	51	963	12	996	-	56	-	-	13
-	1,480	71	1,046	29	1,013	-	61	-	-	9
-	993	41	890	19	892	-	58	5	-	21
-	1,470	104	1,011	35	1,106	-	56	19	-	9
-	1,996	90	987	19	1,012	-	72	3	-	3
-	727	36	848	12	758	-	45	-	-	4
-	2,948	82	2,274	15	2,569	-	149	44	-	6
-	1,577	71	1,173	45	1,212	-	34	3	-	6
-	862	38	629	11	648	-	15	2	-	1
-	1,271	74	1,178	32	883	-	52	12	-	7
-	2,443	43	1,829	38	1,738	-	97	2	-	-
-	1,431	74	1,313	24	1,365	-	52	7	-	-
-	2,107	110	1,463	3	1,124	-	122	26	-	21
-	945	94	637	12	513	-	39	16	-	12
-	1,561	151	1,107	28	1,109	-	84	7	-	6
-	1,562	59	1,308	39	1,223	-	43	10	-	-
-	1,897	308	1,358	31	1,292	-	79	21	-	4
-	1,597	49	1,652	11	1,639	-	150	36	-	57
-	1,843	101	1,431	26	1,778	-	86	5	-	14
-	247	3	333	-	263	-	-	4	-	3
-	398	24	266	13	268	-	1	17	-	-
-	518	19	416	-	378	-	-	-	-	-
-	1,048	55	1,206	15	1,148	-	41	41	-	5
-	563	6	449	16	385	-	7	-	-	2
-	324	11	338	7	341	-	21	3	-	1
-	1,078	75	729	37	708	-	4	-	-	-
-	591	17	619	8	574	-	3	13	-	5
-	589	9	518	-	503	2	-	6	-	5
-	408	21	501	14	417	-	8	-	-	-
-	1,350	98	764	38	737	-	13	14	-	9
-	540	16	594	46	604	-	41	16	-	24
-	618	20	628	16	451	-	7	6	-	-
-	402	3	399	9	314	-	25	4	-	5
-	447	40	485	7	377	-	4	4	-	14
-	568	12	290	4	200	-	6	-	-	4
-	602	30	490	8	454	-	3	11	-	9
-	283	6	177	4	189	22	-	22	-	-
-	251	62	182	-	164	12	-	14	-	-
-	205	-	158	-	134	19	-	20	-	15
-	67	-	53	-	46	3	4	6	-	-
-	2,947	446	5,937	17	77,484	3,505	178	329	-	-
13	705	148	809	205	903	1	11	231	-	282
-	41	1,109	762	-	-	-	-	-	-	-
-	458	2,356	1,462	-	-	-	-	-	-	-

食品衛生関係施設

		乳酸菌飲料製造業	氷雪製造業	氷雪販売業	食用油脂製造業	マーガリン又はショートニング製造業	みそ製造業	しょう油製造業	ソース類製造業	酒類製造業	豆腐製造業
元年度	全都	37	166	1,081	137	39	29	42	149	149	6,444
	都	36	80	772	27	—	7	16	53	116	1,581
	区	1	86	309	110	39	22	26	96	33	4,863
2年度	全都	178	233	1,127	150	44	57	49	177	177	6,722
	都	176	136	660	63	18	16	30	80	154	1,814
	区	2	97	467	87	26	41	19	97	23	4,908
千代田	—	—	18	—	—	3	—	—	—	—	58
中央	—	1	12	—	—	—	—	1	1	—	87
港	—	12	40	—	—	—	—	—	4	—	102
新宿	—	3	15	7	—	—	—	2	2	—	215
文京	—	11	41	—	—	—	12	—	—	—	284
台東	—	—	47	—	—	—	—	—	1	—	257
墨田	—	—	5	22	—	—	—	—	4	—	79
江東	—	2	23	4	—	7	—	6	18	—	181
品川	—	13	8	—	2	1	—	—	3	—	230
目黒	—	—	7	1	—	—	—	—	2	—	109
大田	—	4	18	—	—	—	—	—	11	4	346
世田谷	—	7	13	—	—	—	1	1	5	—	188
渋谷	—	—	14	—	—	—	—	—	—	—	93
中野	—	1	14	—	—	—	11	3	4	3	189
杉並	—	5	10	—	—	—	—	2	4	—	394
豊島	—	7	25	—	—	—	—	—	—	—	215
北	—	7	47	13	4	5	—	—	6	16	287
荒川	—	11	34	12	—	—	—	—	—	—	186
板橋	1	6	14	4	—	—	—	—	14	—	382
練馬	—	1	12	—	—	—	1	—	—	—	175
足立	—	—	13	—	—	—	—	4	6	—	339
葛飾	1	—	23	4	—	—	—	—	10	—	271
江戸川	—	6	14	20	20	—	—	—	2	—	241
青梅	—	—	2	—	—	—	2	6	—	12	67
福生	—	—	3	2	—	—	—	—	—	1	41
五日市	—	—	1	—	—	—	—	6	6	12	66
八王子	—	6	20	—	—	—	6	2	4	7	370
日野	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	97
多摩	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	5
町田	—	1	1	2	—	—	—	3	1	—	113
府中	1	3	8	1	—	—	1	—	5	11	91
武蔵綱布	—	—	2	—	—	—	—	—	7	3	76
小金井	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	126
立川	11	—	6	4	—	—	—	2	4	2	110
武蔵野	—	1	17	—	—	—	—	—	2	—	60
三鷹	—	4	6	5	—	—	—	—	5	—	123
田無	4	—	2	—	—	—	—	—	—	—	83
東久留米	—	2	2	—	—	—	—	—	—	—	142
小平	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	54
東村山	1	5	—	—	—	—	—	2	2	—	105
大島	—	29	1	16	—	—	—	—	—	4	23
三宅	—	11	11	3	—	—	—	—	—	9	10
八丈	—	20	10	—	—	—	—	—	—	51	23
小笠原	—	8	—	—	—	—	—	—	—	3	—
市場	—	14	565	—	—	—	—	—	—	—	—
センター	157	26	2	30	18	6	9	39	39	39	29
芝浦食肉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
多摩食肉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

監視指導数 (その2)

(平成2年度)

納豆製造業	めん類製造業	そう菜製造業	かん詰又はびん詰食品製造業	添加物製造業	②食品製造業等取締条例に規定する営業(総計)	行商	つけ物製造業	製菓材料等製造業	粉末食品製造業	そう菜半製品等製造業
84	2,822	4,064	104	353	121,024	4,803	1,053	197	228	579
31	730	1,772	32	40	73,919	2,969	287	67	80	171
53	2,092	2,292	72	313	47,105	1,834	766	130	148	408
78	2,717	4,266	161	413	124,172	4,820	1,134	225	225	407
22	603	1,967	50	106	75,989	2,792	359	82	94	150
56	2,114	2,299	111	307	48,183	2,028	775	143	131	257
-	5	26	3	8	1,330	118	3	-	-	-
1	62	121	6	40	3,627	208	21	-	-	13
-	24	68	21	2	1,247	11	13	5	2	6
3	57	86	2	-	2,758	13	26	-	3	12
-	72	57	-	15	2,217	111	12	7	-	28
-	151	37	2	9	2,615	132	29	6	1	19
4	99	99	-	11	1,467	84	49	5	2	2
2	162	224	20	24	1,618	106	20	4	2	12
3	83	94	2	1	1,328	12	18	7	4	4
-	39	43	1	10	613	2	-	-	10	2
1	120	155	3	12	3,743	243	15	2	7	5
1	78	123	4	3	2,365	165	32	2	2	15
-	35	32	-	-	882	14	7	5	4	6
-	63	67	8	15	1,369	19	13	4	7	14
6	67	66	3	-	2,572	61	6	5	4	5
-	145	94	-	1	3,780	54	19	6	2	13
2	152	93	11	28	2,343	26	33	14	20	15
2	85	82	7	8	741	65	16	12	14	27
21	67	63	2	41	2,124	61	144	11	16	11
1	54	113	2	19	1,939	158	193	3	6	11
2	215	244	5	10	2,260	56	47	15	3	9
7	136	141	9	18	2,845	232	25	12	6	3
-	143	171	-	32	2,400	77	34	18	16	25
1	20	49	-	-	651	152	25	2	-	3
2	25	29	-	3	409	46	15	-	-	6
2	41	14	-	4	904	101	29	6	5	22
2	54	81	5	-	2,298	340	6	9	3	17
-	23	28	-	-	538	12	6	-	-	1
-	8	12	-	-	440	-	7	-	-	2
3	88	27	-	1	1,988	2	22	3	3	34
4	19	76	2	15	773	23	5	2	-	7
-	60	43	3	3	1,028	309	15	3	5	4
-	18	43	-	-	491	15	2	1	-	-
3	36	117	-	1	1,857	442	25	1	1	17
-	30	64	-	-	597	4	14	22	-	4
-	22	34	-	1	784	53	-	6	-	6
-	19	4	-	3	595	122	26	-	2	5
-	48	24	-	-	969	54	8	-	10	4
-	21	30	-	4	590	7	12	2	1	3
-	35	53	10	-	533	57	13	1	2	5
1	9	39	-	-	360	5	-	-	1	-
-	8	20	-	-	320	5	2	-	3	-
-	13	33	2	-	549	8	3	13	11	5
-	1	4	-	-	81	-	-	5	-	-
-	-	1,073	-	-	57,847	1,035	114	-	-	-
4	5	54	28	71	1,206	-	10	6	47	5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	16	-	-	181	-	-	-	-	-

食 品 衛 生 関 係 施 設

		調味料等 製造業	魚介類 加工業	食料品等 販売業	(3)ふぐ取 扱規制条 例に規定 する営業	(4)食品衛生法 施行細則第16 条に規定する 営業(總計)	菓 給	団 食	食 品 製 造 業	食 品 販 売 業	食器・容 器・包装 材料の製 造・販売業	添 加 物 製 造 業
元年度	全都	534	2,993	110,637	9,655	226,657	9,584	2,527	200,586	9,476	45	
	都	107	1,682	68,556	5,711	118,727	2,599	839	106,477	6,270	14	
	区	427	1,311	42,081	3,944	107,930	6,985	1,688	94,109	3,206	31	
2年度	全都	591	3,428	113,342	10,551	249,292	8,755	2,042	221,366	11,377	23	
	都	170	1,863	70,479	6,397	132,036	1,886	551	118,568	7,668	4	
	区	421	1,565	42,863	4,154	117,256	6,869	1,491	102,798	3,709	19	
千代田	3	13	1,193	247	1,082	131	2	945	3	-		
中央	12	568	2,805	451	6,324	205	10	5,884	186	-		
港	45	12	1,153	670	4,196	286	51	3,408	170	-		
新宿	6	25	2,673	300	4,863	325	80	4,376	78	-		
文京	18	35	2,006	69	5,453	501	185	4,429	215	12		
台東	23	13	2,392	540	8,412	128	7	8,201	38	-		
墨田	10	26	1,289	41	5,284	234	6	4,755	273	-		
江東	17	137	1,320	182	1,261	357	25	717	112	-		
品川	4	32	1,247	70	2,897	136	126	2,488	71	-		
目黒	4	25	570	84	1,524	183	-	1,293	44	2		
大田	13	24	3,434	195	11,780	399	54	10,898	299	-		
世田谷	21	36	2,092	82	5,484	290	277	4,501	274	-		
渋谷	5	4	837	188	2,579	61	31	2,436	44	-		
中野	16	13	1,283	48	3,346	123	17	3,111	48	4		
杉並	4	16	2,471	81	6,480	137	5	5,592	405	-		
豊島	20	16	3,650	235	5,284	260	32	4,701	168	-		
北	25	60	2,150	72	7,654	418	206	6,202	246	-		
荒川	20	17	570	78	3,236	247	42	2,891	34	-		
板橋	23	30	1,828	125	5,817	459	32	5,324	2	-		
練馬	10	58	1,500	66	6,801	485	32	6,121	146	-		
足立	65	87	1,978	152	6,580	624	7	5,345	481	-		
葛飾	40	97	2,430	87	7,119	498	40	6,119	299	-		
江戸川	17	221	1,992	91	3,800	382	224	3,061	73	1		
青梅	2	13	454	6	1,649	61	45	1,488	47	-		
福生	-	5	337	10	1,364	28	2	1,262	51	-		
五日市	2	15	724	2	4,393	121	29	3,752	269	-		
八王子	27	18	1,878	92	9,246	112	47	7,386	815	-		
日野	1	5	513	28	1,643	39	2	1,527	30	-		
多摩	-	1	430	10	2,872	3	7	2,397	328	-		
町田	19	24	1,881	111	3,045	127	43	2,501	199	-		
府中	2	3	731	19	2,023	36	74	1,692	218	3		
武蔵調布	38	7	647	14	3,598	17	10	3,203	178	-		
小金井	6	10	457	40	2,157	57	17	1,958	90	-		
立川	6	19	1,346	92	6,492	269	31	5,342	339	-		
武蔵野	-	2	551	93	3,871	42	88	3,402	262	-		
三鷹	8	12	699	25	2,986	45	5	2,502	242	-		
田無	2	13	425	16	2,072	124	17	1,631	192	-		
東久留米	-	4	889	32	885	277	58	460	66	-		
小平	3	1	561	18	2,301	135	30	2,103	20	-		
東村山	4	-	451	12	1,829	68	8	1,707	37	1		
大島	-	93	261	-	427	40	-	379	8	-		
三宅	-	61	249	5	2,416	25	10	1,858	350	-		
八丈	-	118	391	-	798	68	6	616	78	-		
小笠原	-	10	66	2	264	19	-	224	21	-		
市場	-	1,365	55,333	5,770	67,805	173	-	64,976	2,656	-		
センター	50	8	1,080	-	7,900	-	22	6,202	1,172	-		
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
多摩食肉	-	56	125	-	-	-	-	-	-	-		

監視指導数 (その3) (平成2年度)

添加物 販売業	乳さく 取業
4,292	147
2,381	147
1,911	-
5,629	100
3,260	99
2,369	1
1	-
39	-
281	-
4	-
111	-
38	-
16	-
50	-
76	-
2	-
130	-
142	-
7	-
43	-
341	-
123	-
582	-
22	-
-	-
17	-
123	-
162	1
59	-
8	-
21	-
192	30
886	-
45	-
137	-
165	10
-	-
189	1
35	-
506	5
77	-
187	5
108	-
24	-
13	-
8	-
-	-
155	18
-	30
-	-
-	-
504	-
-	-
-	-

第3節 食品衛生管理者

製造又は加工の過程において、特に衛生上の考慮を必要とするとして政令で定める食品又は添加物の製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるためその施設ごとに専任の食品衛生管理者をおき、食品衛生に違反することのないように製造又は加工に従事するものを監視しなければならない。

政令で定める食品又は添加物とは、全粉乳、加糖粉乳、調製粉乳、食肉製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、放射線照射食品、食用油脂、マーガリン、ショートニング及び添加物である。

食品衛生管理者数（資格・業種別）

資格 食品 又は添加物	医 歯 科 医 師	薬 劑 師	獣 医 師	医 薬 学 ・ 歯 学 ・ 獣 医 学	畜 産 学	水 産 学	農 芸 化 学	指 定 養 成 施 設 を 修 了 し た 者	指 定 講 習 会 を 修 了 し た 者	総 数
平成2年度計	2	88	10	8	37	30	72	42	161	450
全粉乳、加糖粉乳 又は調製粉乳	0	0	0	0	1	0	2	1	0	4
食肉製品	2	7	7	0	31	13	3	28	57	148
魚肉ハム、魚肉 ソーセージ	0	0	0	0	0	1	1	1	1	4
放射線照射食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食用油脂	0	0	0	1	0	3	1	1	4	10
マーガリン又は ショートニング	0	0	0	0	0	2	1	1	0	4
添 加 物	0	81	3	7	5	11	64	10	99	280

第4節 製品検査

製品検査制度は食品衛生法第14条の規定に基づいて、厚生大臣又は都道府県知事若しくは厚生大臣が指定した者が公衆衛生上の見地から販売の用に供する食品添加物のうち、特に指定するものにつき必要な検査を行い、これらの不良品による事故を未然に防止することを目的とし、また、これらの添加物は検査に合格した旨の表示（合格証による封かん）がなされなければ、販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用することができなかつた。

しかし、昭和62年に食品衛生法施行令及び食品衛生法施行規則の一部が改正され、従来、都道府県知事若しくは厚生大臣が指定した者が行うこととなっていたタール色素製剤及びかんすいの検査は廃止された。

従って、昭和62年4月1日以降は、食品衛生法第14条の規定に基づく食品添加物の検査は、厚生大臣が行うタール色素のみである。

厚生大臣が行った製品検査

(タール色素)

	申請件数	数 量 (kg)
平成元年度総数	43	8,287.06
平成2年度総数	27	7,404.75
4月	0	0
5月	5	1,350
6月	0	0
7月	0	0
8月	2	600
9月	7	1,835
10月	3	900
11月	3	900
12月	0	0
1月	3	900
2月	3	900
3月	1	19.75

第5節 シアン化合物含有豆類の処理状況

シアン化合物含有豆類の取扱いについては、昭和37年5月26日厚生省告示第192号をもって「豆類の成分規格」等が定められた。この運用については、同年5月26日環発第175号厚生省環境衛生局長による通達「シアン化合物含有豆類の取扱いについて」に基づき実施している。

この通達のなかで、シアン化合物含有豆類を使用する製あん業者は、知事等の承認を受けることとなっている。平成元年度に上記承認を受けている「製あん業者」は、都内で64軒（区内52軒、多摩12軒）であった。

また、承認製あん業者が平成2年度に購入したシアン化合物含有豆類の種類と数量は、下表の通りである。

表 シアン化合物含有豆類の購入数量

	種 類		バ タ - 豆		ベビーライマ豆		ホワイトビーンズ		
	袋 数	重 量 (t)	袋 数	重 量 (t)	袋 数	重 量 (t)	袋 数	重 量 (t)	
平成元年度	34,961	1,802.3	5,943	295.0	28,782	1,494.9	236	12.4	
平成2年度	31,641	1,642.6	7,868	400.5	22,712	1,189.5	1,061	52.6	
内 容	4 月	3,727	189.4	920	43.6	2,807	145.8		
	5 月	2,782	144.4	720	35.7	2,062	108.7		
	6 月	1,915	101.2	680	33.9	1,235	67.3		
	7 月	1,704	84.8	170	8.5	1,534	76.3		
	8 月	2,635	135.1	870	46.8	1,565	78.4	200	9.9
	9 月	2,678	133.6	545	24.8	2,133	108.8		
	10 月	2,667	131.6	435	26.2	2,032	95.5	200	9.9
	11 月	2,965	154.0	570	36.9	2,295	112.2	100	4.9
	12 月	3,476	205.6	904	60.1	2,472	140.5	100	5.0
	1 月	2,228	113.8	570	23.4	1,397	77.4	261	13.0
	2 月	2,136	106.3	671	27.4	1,365	73.9	100	5.0
	3 月	2,728	142.8	813	33.2	1,815	104.7	100	4.9

第6節 輸入食品対策

近年の我が国における国際化の進行、輸入農産物の自由化、食生活の多様化等により、輸入食品の届出件数は増加しており、国内の食糧消費量に占める輸入食品の割合は、カロリーベースで53%に達しており、今日の食生活は輸入食品なしには成り立たない状況である。

このようななかで、放射能汚染食品や輸入農産物の残留農薬問題等、その安全性について消費者の間で関心が高まり、これら輸入食品に対する監視の強化、安全の確保が要望されている。平成2年度の輸入食品対策実施結果は次のとおりである。

区 分	実 施 結 果
輸入食品衛生対策委員会	○輸入食品衛生対策委員会の開催状況 (1) 委員会 (6/12・3/28) (2) 幹事会 (4/16・1/11) (3) 監視・検査分科会 (5/31・10/11・11/26) (4) 情報連絡分科会 (9/7・10/11)
情 報 収 集	(1) 米国のフードケミカルニュース(原文)の収集 (2) 米国連邦規則第21巻(原文:動物用医薬品、着色料及び直接食品添加物の部分)の翻訳
輸入食品流通実態調査	(1) 輸入業者・倉庫業者の把握調査 (2) 25品目についての流通経路の把握調査 (表1)
海 外 実 態 調 査	厚生省の企画指導する海外事情視察団に一名参加(平成2年10月)
検 査 の 充 実	輸入農産物の残留農薬検査 371品目及び輸入食品の放射能検査 702品目実施したが、食品衛生法に違反するものはなかった。(表2)
輸入業等立入り指導	輸入食品監視班による立入り指導軒数 705軒 収去検体数 4,476検体
監 視 の 連 携	全都の輸入食品監視結果の集約 (表3)
検 査 法 の 開 発	(1) 指定外添加物 ① β-アポ-8-カロチン酸エチルエステル(着色料) ② β-アポ-8-カロテナール(着色料) ③ メタラキシリル(殺菌料) ④ ジクロロメタン(抽出溶剤) ⑤ ブチルアルデヒド(香料)

区 分	実 施 結 果
検 査 法 の 開 発	<p>(2) ポストハーベスト農薬</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 2, 4-D (植物成長調整剤) ② 2, 4-Dエステル類 (植物成長調整剤) ③ イマザリル (殺菌剤) ④ クロロホルム (殺虫剤) ⑤ アジンホスメチル (殺虫剤) ⑥ 青 酸 (殺虫剤) ⑦ シアン化カルシウム (殺虫剤) <p>※⑧ テトラクロロニトロベンゼン (植物成長調整剤)</p> <p>(3) ホルモン剤</p> <ul style="list-style-type: none"> ① メレンゲストロールアセテート (成長ホルモン) ② エストラジオール (成長ホルモン) <p>上記物質について検査法の開発に着手し、※のテトラクロロニトロベンゼンを除いて検査法の開発ができた。</p>
検 査 機 器 の 整 備	<p>(1) 農業分析器 (ガスクロマトグラフ) を衛生研究所に6台、市場衛生検査所に1台、計7台整備</p> <p>(2) 放射能測定器を多摩食肉衛生検査所に1台整備</p>
普 及 ・ 啓 発	<p>(1) 都民等を対象とした普及啓発用パンフレット、パネルの作成</p> <p>(2) 輸入食品に関する記事を「保健所だより」等に掲載</p> <p>(3) 食品環境指導センターに「都民等に対する相談・普及事業の窓口」を設置</p> <p>(4) 輸入業等を対象とした「輸入食品関係営業者衛生講習会」を開催</p> <p>○開催日及び受講者数 平成2年11月28日実施 受講者数 453名</p> <p>○講習のテーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 輸入食品の違反事例と自主管理について 厚生省生活衛生局食品保健課検疫所業務管理室 輸出入検査係長 桑 崎 俊 明 ② 消費者と輸入食品について 主婦連合会副会長 和 田 正 江

輸入食品流通実態調査結果の概要

1 輸入業・倉庫業の把握調査

(1) 輸入業

- ① 輸入業に関しては、港区、中央区、千代田区、新宿区、渋谷区、台東区で約 420軒あり、都内の約80%を占めていることがわかった。

このうち、港区、中央区、千代田区で約65%を占めていた。多摩地域は、約4%あった。

- ② 取り扱っている輸入食品としては、水産物、果実、菓子等が多かった。

(2) 倉庫業

- ① 倉庫業に関しては、大田区、中央区、港区で約 126軒あり、都内の約62%を占めていることがわかった。

そのうち大田区で約40%を占めていた。

- ② 取り扱っている輸入食品としては、水産物、畜産物、酒精飲料等が多かった。

区 分	合 計	取 扱 い あり	取 扱 い な し (調査不明を含む)
輸 入 業	2,354 軒	528 軒 (22.4%)	1,826 軒 (77.6%)
倉 庫 業	1,194 軒	202 軒 (16.9%)	992 軒 (83.1%)
総 計	3,548 軒	730 軒 (20.6%)	2,818 軒 (79.4%)

2 流通経路の把握調査

(1) 調査対象品目

- ①小麦 ②とうもろこし ③そば ④大豆 ⑤牛肉
 ⑥豚肉 ⑦鶏肉 ⑧えび ⑨赤貝 ⑩まぐろ
 ⑪レモン ⑫グレープフルーツ ⑬バナナ ⑭アスパラガス ⑮タマネギ
 ⑯カボチャ ⑰わらび ⑱清涼飲料水 ⑲ジャム ⑳ナツメグ
 ㉑チーズ ㉒キャンディ ㉓クッキー ㉔ピスタチオナッツ

(2) 調査内容

輸入量、輸送方法、卸売市場経由等の調査を行った。

(3) 主な品目の概要

① 小麦

- ・輸入国はアメリカ、カナダ、オーストラリアであり、輸入小麦は国内消費量の90%を占めており、国内小麦は10%である。
- ・食糧庁による直接売却であり、卸売市場は経由しない。
- ・原則として倉庫内での薬剤使用はないが、まれに害虫が発見された場合に、植物防疫法によ

りメチルブロマイドで燻蒸を行う。

② とうもろこし

- ・アメリカからの輸入が、輸入量全体の80%弱を占めている。
- ・市場を経由するものは生鮮もので若干（1%にも満たない）があるが、ほぼ100%が市場を非経由といえる。
- ・冷凍ものは-30度~-50度で保管し、生もの、乾燥ものは豆が生きているので18度の温度で保ち、湿度にも注意して温度管理をしている。

③ そば

- ・輸入国は中国、アメリカ、カナダ等であり、国内消費量の約80%を占めている。
- ・卸売市場は経由しない。
- ・保税倉庫の段階で、自主検査としてカビ毒の検査を実施している。

④ 大豆

- ・輸入国はアメリカ産、ブラジル産はほとんどが油脂用（製油）であり、中国産、カナダ産は一部加工食品用に回される。輸入大豆の約80%は製油となる。
- ・市場を経由するものは5%以下でほとんど市場を経由しない。
- ・油揚げ、納豆用の原料豆は15度前後の低温倉庫に入れ、豆腐用以外の原料豆は常温倉庫である。

⑤ 鶏肉

- ・輸入国は、アメリカ、タイからの輸入が輸入量全体の70%以上を占めている。
- ・冷凍肉、冷蔵肉ともほぼ100%非経由といえるが、ハム・ソーセージ等の加工メーカーの一部に市場経由がある。
- ・冷凍肉の場合-18度~-45度、冷蔵肉は2度~5度に温度管理をしている。

⑥ えび（活、冷凍、冷蔵）

- ・輸入国はインドネシア、中国、タイ、台湾等が主で（50%弱）、世界60余ヶ国より輸入されている。
- ・冷凍えびはここ数年、市場を非経由のものが増加しており、50~60%が非経由と思われる。
- ・インドネシア、中国、タイ等の従来からの輸入国の場合、自主検査を実施していない。ただし、アフリカ諸国からの買付けが始まる時期等の場合、自社又は専門機関に委託して検査している。

⑦ バナナ（生鮮果実）

- ・輸入国はフィリピンからが輸入量の80%を占めている。
- ・近年は市場の非経由（スーパー等量販店）が増加しており、経由60%、非経由40%である。
- ・夏場はクーラーをかけ、冬場は温度をあげて、12~13度に低温倉庫で温度管理をしているが、通常は消費者に行くまで1週間位なので、保管日数は短い。

⑧ アスパラガス（生鮮野菜）

- ・輸入時期は、1~4月に北半球（アメリカ、メキシコ）、9月~12月に南半球（オーストラ

リア、ニュージーランド) から輸入している。

- ・市場経由は全体の60～80%であり、非経由は20～40%で量販店（大手スーパー等）に直接回される。
- ・輸入されたほとんどが、青酸ガスにより燻蒸されている。

輸入食品の放射能検査結果について

昭和61年4月、ソ連チェルノブイル原子力発電所の事故により、ヨーロッパ地域を中心に放射能汚染が広がり、自然環境や食品等が汚染された。

このため、国は輸入食品の放射能濃度の暫定限度を食品1kg当たり370ベクレルと定め、輸入時の検査体制を強化し、これまでにフランス、トルコ、イタリア等から輸入された放射能濃度の暫定限度を超えた野草加工品、香辛料、ナッツ等54品目の食品を積み戻し処分している。

一方、東京都では、広域化、長期化する食品の放射能汚染に対し、昭和61年度から暫定限度を超えた輸入食品の排除を行うとともに、輸入食品の放射能汚染の実態を把握するための食品の放射能検査を実施してきた。

このたび、平成2年度の検査結果について以下のとおりまとめた。

- 1 実施期間 平成2年4月から平成3年3月まで
- 2 実施機関 食品環境指導センター、市場衛生検査所及び多摩食肉衛生検査所
- 3 実施対象施設 デパート、スーパーマーケット、輸入商社等の卸売販売業及び各種食品製造業
- 4 実施対象食品 ヨーロッパ地域等から輸入された食品 702品目
- 5 検査機関及び検査状況

実施機関	使用機器	測定対象	備考
衛生研究所 市場衛生検査所 多摩食肉衛生検査所	ヨウ化ナトリウム(Tℓ)・シンチレーション・ディテクター	セシウムの定量 (134及び137)	測定時間：1,800秒 測定限界：50Bq/kg 以上
食品環境指導センター	γ線シンチレーションサーベイメーター(簡易検査)	γ線の定性	測定限界：200Bq/kg 以上
アイソトープ総合研究所	ゲルマニウム半導体検出器	γ線の核種分析及びセシウムの定量	測定時間：20,000秒 以上

6 実施結果

702品目の食品について放射能検査を実施したが、暫定限度(セシウム134及びセシウム137の合計が食品1kg当たり370ベクレル)を超えるものはなかった。各食品群の検出範囲、主な産出国等は次表のとおりである。

なお、衛生研究所等の検査の結果、100ベクレル/kgを超えたセイジ(香辛料)等4検体について、都立アイソトープ総合研究所で精密検査を実施したが、いずれも暫定限度を超えていなかった。

一方、208品目の食品について、現場簡易検査を実施したが、暫定限度を超えるものはなかった。

平成2年度 輸入食品の放射能検査結果

食品の分類	品目数	主な産出国	濃 度 区 分 (ベクレル/kg)						
			0 ~ 50	51 ~ 100	101 ~ 150	151 ~ 200	201 ~ 250	251 ~ 370	371 以上
ナッツ類及び同加工品	23	スペイン、フランス、 イタリア、中国等	23						
香 辛 料	82	フランス、オランダ、ソ連、 アメリカ等	73	6	2	1			
ジ ャ ム	13	フランス、ソ連、スイス等	13						
食肉及び食肉製品	89	アメリカ、オーストラリア、 フランス等	89						
魚介類及び同加工品	120	アメリカ、フランス、 ノルウェー、ソ連等	120						
菓 子	36	ソ連、スイス、西ドイツ、 フィンランド等	36						
ワ イ ン	10	ソ連、ユーゴスラビア、 ギリシャ等	10						
穀類及び同加工品	54	ソ連、チェコスロバキア、 イギリス等	54						
野菜及び同加工品	91	トルコ、イタリア、 フランス等	90	1					
チーズ及び乳製品	20	フランス、スイス、 オランダ等	20						
野 草 加 工 品	27	チェコスロバキア、 西ドイツ、フランス等	25	1		1			
は ち み つ	23	フランス、ソ連、 ハンガリー等	23						
果実及び同加工品	60	イタリア、フランス、 スペイン、台湾等	60						
そ の 他	54	フィンランド、スウェーデン、 アイルランド等	54						
合 計	702		690	8	2	2			

注 食品機動監視班は現場簡易検査として、γ線用シンチレーションサーベイメーターを使用し、上表の他に香辛料29品目、菓子29品目、穀類及び同加工品37品目、野菜及び同加工品13品目、ジャム11品目、乳製品等89品目、合計 208品目について実施したが、暫定限度（370ベクレル/kg）を超えるものはなかった。

輸入農産物の残留農薬検査結果について

近年、我が国の食生活は食品の国際流通の進展や輸入農産物の増加に伴い多様化している。輸入食品の監視統計によれば、輸入重量はここ数年横ばいなのに対し、輸入届出件数は約2倍に増加していることからもうかがえる。

その結果、輸入食品は国内で消費される食品の約53%（カロリーベース換算）に達しており、輸入食品の安全確保を図ることは、都民の食生活を守るうえで極めて重要なことである。特に、輸入野菜や果実等の増加で残留農薬やポストハーベスト農薬等の問題が指摘されており、これらに対する検査の充実が求められている。

東京都では、都内に流通する輸入農産物及び市場に入荷する輸入農産物の残留農薬検査を昭和63年度から行ってきたが、このたび平成2年度の検査結果を以下のとおりまとめた。

- 1 実施期間 平成2年4月から平成3年3月まで
- 2 実施機関 食品環境指導センター及び市場衛生検査所
- 3 検査機関 都立衛生研究所及び市場衛生検査所
- 4 検査対象
 - (1) 種類及び品目数

分類	種類数	品目数	主な種類	生産国	
野菜	生鮮野菜	18	85	アスパラガス、チコリ、オクラ、ニンニクの芽、キヌサヤ等	ニュージーランド、ベルギー、タイ、中国、台湾等
	冷凍野菜	6	29	枝豆、フレンチフライポテト、グリーンピース、トウモロコシ	台湾、アメリカ、ニュージーランド等
果実	生鮮果実	22	127 果肉 39 皮	レモン、バナナ、オレンジ、グレープフルーツ、マンゴー等	アメリカ、フィリピン、エクアドル、台湾等
	冷凍果実	1	4	イチゴ	アメリカ
	乾燥果実	5	25	ブルーベリー、バナナ、パイナップル等	アメリカ、フィリピン、台湾等
穀類・豆類及びその加工品	10	62	大豆、小豆、小麦、玄そば、カシューナッツ等	中国、アメリカ、タイ、インド等	
合計	62	371	—	—	

(2) 検査農薬等

食品衛生法で残留基準が定められた農薬に加えて、原産国（輸出国）の規制状況に併せた農薬についても別表1に従って検査した。

なお、農薬やポストハーベスト農薬の使用実態を把握するうえで、レモン、オレンジ、グレープフルーツ等の果実については、可食部に加え不可食部の検査も行った。

5 検査結果

輸入農産物62種類 371品目を検査したところ、19種類59品目から20種類（別表2）の農薬を検出した。これらの検出値は、いずれも食品衛生法に基づく残留農薬基準を超えるものはなく、また、残留基準の定めのない農薬についてもFAO/WHOの定めた基準を下回っていた。

主な農薬についての結果は次のとおりである。※は、アメリカでポストハーベスト農薬としても、用いられる農薬である。

(1) 有機塩素系農薬

① ジコホール

8品目中1品目のオクラ（タイ）から0.001ppm、4品目中1品目の乾燥ブドウ（アメリカ）から0.35ppm 検出したが、いずれも食品衛生法の残留基準が設定されている「ぶどう、りんご」の3.0ppmを下回っていた。

② BHC

10品目中1品目のチコリ（オランダ）から0.001ppm検出したが、食品衛生法の残留基準が設定されている「きゅうり、トマト」の0.2ppmを下回っていた。

③ クロルベンジレート

32品目中3品目のレモンの皮（アメリカ）から、0.06～0.14ppm、1品目（全果：アメリカ）から0.072ppm検出したが、食品衛生法の残留基準が設定されている「なつみかんの皮」の2.0ppmを下回っていた。

④ カプタホール

7品目中1品目のライチの皮（台湾）からカプタホール0.47ppm 検出したが、果肉からは検出しなかった。

⑤ イプロジオン

5品目中1品目のキーウィフルーツの皮（ニュージーランド）から、1.0ppm検出したが、果肉からは検出しなかった。

⑥ キャプタン※

7品目中1品目のイチゴ（アソリカ）から0.082ppm検出したが、食品衛生法の残留農薬基準が設定されている「きゅうり、トマト」の5.0ppmを下回っていた。

⑦ ジクロロニトロアニリン※

レモン22品目、グレープフルーツ6品目及びオレンジ8品目中1品目のレモン（アメリカ）から、0.05ppm 検出したが、FAO/WHOの残留農薬の許容量と比較すると、アンズ、桃等

の基準値(20ppm)を下回っていた。

⑧ 2, 4-D (全果) ※

レモン20品目、グレープフルーツ6品目及びオレンジ6品目中7品目のレモンから0.02~0.3 ppm 検出したが、FAO/WHOの残留農薬の許容量と比較すると、柑橘類の基準値(2.0ppm)を下回っていた。

⑨ トリクロロエタン ※

レモン22品目、グレープフルーツ6品目及びオレンジ8品目中オレンジの皮(アメリカ産:1品目)から0.05ppm 検出したが、食品衛生法の残留農薬基準やFAO/WHOの残留農薬の許容量等に基準が設定されていないため、参考として、厚生省が定めた水道法の暫定的基準と比較すると、0.3mg/lを下回っていた。

⑩ イマザリル (全果) ※

レモン20品目、グレープフルーツ6品目及びオレンジ6品目中オレンジ(アメリカ:1品目)から0.08ppm、グレープフルーツ(アメリカ:2品目)から0.57、1.1ppm、レモン(アメリカ:10品目)から0.03~2.9ppmのイマザリルが検出された。

イマザリルは、食品衛生法の残留農薬基準に設定されていないため、参考として、FAO/WHOの残留農薬の許容量と比較すると、柑橘類の基準値(5.0ppm)を下回っていた。

(2) 有機リン系農薬

① パラチオン

7品目中3品目のライチの皮(台湾)から0.27ppm~1.9ppm検出したが、果肉からは検出なかった。

② クロルピリホス

17品目中3品目のオレンジの皮(アメリカ:2品目・オーストラリア:1品目)から0.11~0.27ppm 検出したが、いずれも果肉からは検出なかった。

7品目中1品目の枝豆(台湾)から0.09ppm 検出したが、食品衛生法の残留農薬基準が設定されている「日本なし」の0.5ppmを下回っていた。

③ ダイアジノン

5品目中1品目のキーウィフルーツの皮(ニュージーランド)から、ダイアジノン0.11ppm 検出したが、果肉からは検出なかった。

④ EPN

7品目中1品目のライチの皮(台湾)からEPN0.72ppm 検出したが、果肉からは検出なかった。

⑤ ジメトエート

7品目中1品目のサクランボ(アメリカ)から0.11ppm 検出したが、食品衛生法の残留農薬基準が設定されている「かき」の1ppmを下回っていた。

⑥ メチダチオン

17品目中1品目のオレンジの皮(アメリカ)から0.87ppm が検出したが、果肉からは検出し

なかった。

⑦ フェニトロチオン

5品目中1品目の小麦（オーストラリア）から0.07ppm 検出したが、参考としてF A O / W H Oの残留農薬の許容量で比較すると「穀類」の基準値（8.0ppm）を下回っていた。

⑧ マラチオン※

5品目中4品目の小麦（アメリカ）から 0.1～0.23ppm 及び12品目中3品目の小麦粉（アメリカ等：3品目）から0.01～0.02ppm 検出したが、参考としてF A O / W H Oの残留農薬の許容量で比較すると「穀類」の基準値（8.0ppm）を下回っていた。

(3) その他農薬

① カルバリル

- ・18品目中2品目のグレープフルーツの皮（アメリカ）から0.06、0.28ppm 検出したが、果肉からは検出しなかった。
- ・7品目中1品目の枝豆（台湾）から0.11ppm 検出したが、食品衛生法の残留基準が設定されている「はくさい」の1.0ppmを下回っていた。
- ・5品目中4品目の乾燥アズ（アメリカ）から0.10～0.75ppm 検出したが、食品衛生法の残留基準が設定されている「ぶどう、りんご」の1.0ppmを下回っていた。

② クロルプロファム（IPC）※

5品目中4品目の冷凍ポテト（アメリカ：3品目・カナダ：1品目）から、0.09～0.96ppm の範囲で検出したが、アメリカのポストハーベスト農薬としての残留許容量(50ppm)を下回っていた。

6 まとめ

(1) 主な農産物

- ① レモンからクロルベンジレート、ライチからはパラチオンを検出したが、これまでの検査結果と同様の検出であり、生産地で農薬として使用されている傾向がうかがえた。
- ② グレープフルーツの皮から過去2年間、有機リン系農薬であるエチオンが検出されたが、平成2年度はカルバリル等が検出された。
- ③ 平成2年度、乾燥果実のうちアズからカルバリルを検出したことから、検査を継続し農薬の把握をしていく必要がある。
- ④ 小麦加工品（パン）について、マラチオンやフェニトロチオン等の有機リン系農薬を中心として検査したところ、10品目すべて農薬を検出しなかった。

(2) ポストハーベスト農薬

- ① クロルプロファム（IPC）は、アメリカでポストハーベスト農薬として貯蔵中のジャガイモの発芽防止の目的で使用されており、平成2年度は4品目の冷凍ポテトから0.09～0.96ppm のクロルプロファムが検出された。
- ② 都では、平成元年度から、アメリカで認められているポストハーベスト農薬の検査法の開発

に取り組んでおり、検査法が確立された農薬について検査を行った。

- ・ジクロロニトロアニリン、2, 4-D、イマザリルは柑橘類について検査したところ、アメリカの基準及びFAO/WHOの残留農薬の許容量と比較すると、いずれも柑橘類の基準値を下回っていた。
- ・トリクロロエタンはオレンジの皮（アメリカ産：1品目）から0.05ppm 検出されたが、アメリカの基準及びFAO/WHOの残留農薬の許容量には基準が設定されていない。（参考：トリクロロエタンの水道法の水質基準では0.3mg/l）
- ・塩化メチレン、メトキシクロルについては検出しなかった。

農産物の分類別検査品目数

野	菜
アスパラガス10品目、チコリ10品目、オクラ8品目、ニンニクの芽8品目、トレビス8品目、キヌサヤ8品目、カボチャ7品目、枝豆5品目、人参2品目、ベビーコーン5品目、松茸4品目、椎茸4品目、サイインゲン1品目、ゴボウ1品目、サバゲジ1品目、エシャロット1品目、ブロッコリー1品目、レタス1品目	
合 計	18種類 85品目
果	実
レモン32品目、バナナ20品目、グレープフルーツ18品目、オレンジ17品目、マンゴー11品目、イチゴ7品目、パイナップル7品目、キーウフルーツ5品目、ライチ7品目、サクランボ7品目、ブドウ7品目、メロン6品目、パパイヤ7品目、タマリロ4品目、カキ4品目、ライム1品目、キワノ1品目、アボガド1品目、ザクロ1品目、ハミグワ1品目、パパコ1品目、ペピーノ1品目	
合 計	22種類 166品目（果肉 127品目・皮39品目）
穀類・豆類及びその加工品	
大豆5品目、小豆5品目、麦芽5品目、玄そば5品目、小麦5品目、パン10品目、トウモロコシ6品目、小麦粉12品目、アーモンド5品目、カシューナッツ4品目	
合 計	10種類 62品目
冷凍野菜・果実	
冷凍枝豆7品目、冷凍ポテト5品目、冷凍グリーンピース5品目、冷凍イチゴ4品目、冷凍インゲン5品目、冷凍トウモロコシ5品目、冷凍アスパラガス2品目	
合 計	7種類 33品目
乾燥果実	
乾燥プルーン6品目、乾燥アンズ5品目、乾燥パイナップル5品目、乾燥バナナ5品目、乾燥ブドウ4品目	
合 計	5種類 25品目

別表1

原産国別検査農薬

農薬名	原産国(大陸別)					用途	参考					
	アメリカ	ヨーロッパ	地中海	アジア	アフリカ		食衛法	農取法	FAO/WHO	米 国		
有機塩素系農薬	I	イプロジオン	○		○			殺菌	-	☆	◎	-
		エンドスルファン(I)	○					殺虫	-	☆	◎	-
		エンドスルファン(II)	○					"	-	☆	◎	-
		TPN(クロロタロニル)	○	○	○			殺菌	-	☆	-	-
		ヘプタクロール	○			○		殺虫	-	-	◎	-
		ヘプタクロール特許品				○		"	-	-	-	-
		メトキシクロール	○					"	-	-	-	◇
		2,4-D	○		○			除草	-	-	◎	◇
		塩化メチレン	○					殺虫	-	-	-	◇
		トリクロロエタン	○					殺菌	-	-	-	◇
		イマザリル	○					"	-	-	◎	◇
ジロクロロアクリン(ジロクロロ:CNA)	○					殺菌	-	-	◎	◇		
有機リン系農薬	II	BHC	○	○	○	○	○	殺虫	☆	-	-	-
		DDT	○	○	○	○	○	"	☆	-	-	-
		ディルドリン	○	○	○	○	○	"	☆	-	-	-
		エンドリン	○	○	○	○	○	"	☆	-	◎	-
		キャプタン	○	○	○	○	○	殺菌	☆	☆	◎	◇
		カプタホール	○	○	○	○	○	"	☆	☆	◎	-
		クロルベンジレート	○	○	○	○	○	殺虫	☆	-	◎	-
		ジコホール	○	○	○	○	○	"	☆	☆	◎	-
有機リン系農薬	I	エチオン	○					殺虫	-	☆	◎	-
		オメトエート	○	○	○	○	○	"	-	-	◎	-
		ジメトン(O体)	○					"	-	-	-	-
		ジメトン(S体)	○	○	○	○	○	"	-	-	-	-
		テトラクロルピホス	○	○	○	○	○	"	-	☆	-	-
		ホスメット	○					"	-	☆	◎	-
		メカルバム		○				"	-	-	◎	-
		メチダチオン	○	○				"	-	☆	◎	-
		クロルピリホスメチル	○		○			"	-	☆	◎	-
		EPN	○	○	○	○	○	"	☆	-	-	-
		クロルピリホス	○	○	○	○	○	"	☆	☆	◎	-
		総クロルフェンピホス	○	○	○	○	○	"	☆	☆	◎	-
		ジクロルボス	○	○	○	○	○	"	☆	☆	-	-
		ジメトエート	○	○	○	○	○	"	☆	☆	◎	-
		ダイアジノン	○	○	○	○	○	"	☆	☆	◎	-
		パラチオン	○	○	○	○	○	"	☆	-	◎	-
		フェントロチオン	○	○	○	○	○	"	☆	-	◎	-
フェンチオン	○	○	○	○		"	☆	-	◎	-		
フェントエート	○	○	○	○	○	"	☆	☆	◎	-		
ホサロン	○	○	○	○	○	"	☆	☆	◎	-		
マラチオン	○	○	○	○	○	"	☆	☆	◎	◇		
その他		クロルプロファミン(IPC)	○					除草	-	☆	-	◇
		カルバリル	○	○	○	○	○	殺虫	☆	-	◎	-
		カルボフラン	○					"	-	-	◎	-
		ピリミカール	○	○	○	○		"	-	-	◎	-

I : 食品衛生法に基準がない農薬

II : 食品衛生法に基準がある農薬

○ : 検査対象農薬

☆ : 日本で基準のある農薬

食衛法 : 食品衛生法(残留農薬基準)

農取法 : 農薬取締法(登録保留基準)

◇ : アメリカで使用されているポストハーベスト農薬

◎ : FAO/WHOにおいて基準のある農薬

市場衛生検査所では、上記農薬の他に有機リン系のイソキサチオン、シアノホス、プロチオホスについて実施している。

別表 2

平成 2 年度 輸入農産物の残留農薬調査結果について

(1) 野 菜 18種類85品目実施 (3種類 3品目農薬検出)

(単位 : ppm)

No	月 日	品 名	国 名	結 果
1	—	オクラ	タイ	ジコホール 0.001
2	—	キヌサヤ	台湾	パラチオン 0.06
3	—	チコリ	オランダ	BHC 0.001

(2) 果 実 22種類166品目実施 (10種類39品目農薬検出)

(単位 : ppm)

No	月 日	品 名	国 名	結 果
1	—	イチゴ	アメリカ	キャプタン 0.082
2	10.12	オレンジ (皮)	オーストラリア	クロルピリホス 0.11
3	10.12	オレンジ (皮)	アメリカ	メチダチオン 0.87
				クロルピリホス 0.27
4	10.12	オレンジ (皮)	アメリカ	クロルピリホス 0.11
				トリクロロエタン 0.05
				イマザリル 0.29
※全果中換算値				イマザリル 0.08
5	7.19	キーウifフルーツ (皮)	ニュージーランド	イプロジオン 1.0
				ダイアジノン 0.11
6	10.12	グレープフルーツ (皮)	アメリカ	2, 4-D 0.01
7	10.12	グレープフルーツ (実)	アメリカ	イマザリル 0.10
8	10.12	グレープフルーツ (皮)	アメリカ	カルバリル 0.28
				イマザリル 2.8
				※全果中換算値 1.1
9	10.12	グレープフルーツ (実)	アメリカ	イマザリル 0.02
10	10.12	グレープフルーツ (皮)	アメリカ	カルバリル 0.06
				イマザリル 1.5
				※全果中換算値 0.57
11	—	グレープフルーツ	イスラエル	キャプタン 0.003
12	7.13	サクランボ	アメリカ	ジメトエート 0.11
13	—	タマリロ	ニュージーランド	キャプタン 0.005
14	3. 5	パイナップル (皮)	フィリピン	クロルピリホス 0.08
15	—	バナナ (全)	フィリピン	クロルピリホス 0.025

(単位 : ppm)

No.	月 日	品 名	国 名	結 果	果
16	—	バナナ (全)	フィリピン	クロルピリホス	0.065
17	7.13	ライチ (皮)	台湾	カプタホール	0.47
				パラチオン	1.9
18	7.13	ライチ (皮)	台湾	EPN	0.72
				パラチオン	0.79
19	7.19	ライチ (皮)	台湾	パラチオン	0.27
20	10.12	レモン (実)	アメリカ	イマザリル	0.02
21	10.12	レモン (皮)	アメリカ	イマザリル	0.34
				※全果中換算値	イマザリル
22	10.12	レモン (実)	アメリカ	2, 4-D	0.06
				イマザリル	0.12
23	10.12	レモン (皮)	アメリカ	2, 4-D	1.0
				クロルベンジレート	0.06
				イマザリル	5.9
				※全果中換算値	2, 4-D 0.30 イマザリル 1.6
24	10.12	レモン (実)	アメリカ	イマザリル	0.01
25	10.12	レモン (皮)	アメリカ	トリクロロエタン	0.13
				イマザリル	0.24
				※全果中換算値	イマザリル 0.08
26	10.12	レモン (実)	アメリカ	2, 4-D	0.02
				イマザリル	0.25
27	10.12	レモン (皮)	アメリカ	2, 4-D	0.41
				クロルピリホス	0.10
				イマザリル	7.3
				※全果中換算値	2, 4-D 0.17 イマザリル 2.9
28	10.12	レモン (実)	アメリカ	2, 4-D	0.04
				イマザリル	0.07
29	10.12	レモン (皮)	アメリカ	2, 4-D	0.27
				イマザリル	0.71
				※全果中換算値	2, 4-D 0.12 イマザリル 0.29

(単位 : ppm)

No.	月 日	品 名	国 名	結 果
30	10.12	レモン (実)	アメリカ	2, 4-D 0.03
				イマザリル 0.45
31	10.12	レモン (皮)	アメリカ	2, 4-D 0.29
				イマザリル 5.6
				※全果中換算値 2, 4-D 0.13 イマザリル 2.3
32	10.12	レモン (実)	アメリカ	2, 4-D 0.01
				イマザリル 0.19
33	10.12	レモン (皮)	アメリカ	2, 4-D 0.39
				ジクロロニトロアニリン 0.05
				クロルベンジレート 0.14
				クロルピリホス 0.13
				イマザリル 6.3
				※全果中換算値 2, 4-D 0.15 イマザリル 2.4
34	10.12	レモン (実)	アメリカ	イマザリル 0.52
35	10.12	レモン (皮)	アメリカ	クロルベンジレート 0.06
				クロルピリホス 0.10
				イマザリル 3.8
				※全果中換算値 イマザリル 1.5
36	10.12	レモン (実)	アメリカ	イマザリル 0.42
37	10.12	レモン (皮)	アメリカ	2, 4-D 0.04
				クロルピリホス 0.05
				イマザリル 4.2
				※全果中換算値 2, 4-D 0.02 イマザリル 2.0
38	10.12	レモン (皮)	アメリカ	2, 4-D 0.05
				トリクロロエタン 0.23
				イマザリル 0.08
				※全果中換算値 2, 4-D 0.02 イマザリル 0.03
39	—	レモン	アメリカ	クロルベンジレート 0.072

(3) 穀類・豆類及び加工品 10種類62品目実施(2種類7品目農薬検出)

(単位: ppm)

No.	月 日	品 名	国 名	結 果
1	7.17	小 麦	アメリカ	クロルピリホス 0.33
				マラチオン 0.23
2	7.17	小 麦	オーストラリア	フェニトロチオン 0.07
3	9. 5	小 麦	アメリカ	クロルピリホス 0.08
				マラチオン 0.12
4	9. 5	小 麦	アメリカ	マラチオン 0.10
5	7.17	小麦粉	アメリカ・カナダ	マラチオン 0.01
6	7.17	小麦粉	アメリカ・カナダ	マラチオン 0.02
7	11. 9	小麦粉	不 明	マラチオン 0.01

(4) 冷凍野菜・冷凍果実 7種類33品目実施(2種類5品目農薬検出)

(単位: ppm)

No.	月 日	品 名	国 名	結 果
1	3 7	冷凍枝豆	台 湾	クロルピリホス 0.09
				カルバリル 0.11
2	5.17	冷凍ポテト	アメリカ	IPC 0.09
3	5.17	冷凍ポテト	カナダ	IPC 0.33
4	9. 8	冷凍ポテト	アメリカ	IPC 0.96
5	9.25	冷凍ポテト	アメリカ	IPC 0.33

(5) 乾燥果実 5種類25品目実施(2種類5品目農薬検出)

(単位: ppm)

No.	月 日	品 名	国 名	結 果
347	11. 8	乾燥アンズ	アメリカ	カルバリル 0.10
348	11. 9	乾燥アンズ	アメリカ	カルバリル 0.75
350	1.16	乾燥アンズ	アメリカ	カルバリル 0.73
351	3. 7	乾燥アンズ	アメリカ	カルバリル 0.21
364	11. 8	乾燥ブドウ	アメリカ	ジコホール 0.35

別表3

全 都 の 輸 入 食 品

食 品 分 類		検査検体数	違反検体数	違反率 (%)	品 名
魚 介 類		1,035			
冷 凍 食 品	無 加 熱 摂 取	48			
	凍結前加熱済・加熱後摂取	64			
	凍結前未加熱・加熱後摂取	357			
	生食用冷凍鮮魚介類	4			
魚 介 類 加 工 品		181	1	0.6	しらす干し
肉・卵類及びその加工品		2,432	12	0.5	鶏肉(もも肉他) 冷凍豚肉 サラミソーセージ
乳 製 品		774			
乳 類 加 工 品		16			
穀 類 及 び そ の 加 工 品		909	3	0.3	バター豆
野菜類・果物及びその加工品		4,093	2	0.0005	粉末ピーナッツ 生ブラジルナッツ
菓 子 類		1,642	21	1.3	ビスタチオナッツ チューインガム チューインガム ブルー
清 涼 飲 料 水		1,215	21	1.7	オレンジジュース(缶詰)
酒 精 飲 料		425			
缶 詰 ・ び ん 詰 め		2,487	3	0.1	ライブオリーブ オリーブオイル(酢漬)
調 味 料		722	4	0.6	ナツメグ コリアンダー 醤油
そう菜類及びその加工品		209			
上 記 以 外 の 食 品		454			
添 加 物	化学的合成品及びその製剤	25			
	そ の 他 添 加 物	10			
器 具 及 び 容 器 包 装		311	2	0.6	合成樹脂製トレイ
お も ち ゃ		118			
合 計		17,531	69	0.4	

監 視 結 果

主 　　な 　　違 　　反 　　の 　　内 　　訳			
原 産 国	違反条項	違 反 内 容	残品の措置等
インドネシア	7-2	過酸化水素の残存：0.1ppm検出	販売禁止処分
中 国	7-2	合成抗菌剤（クロピドール）検出	販売禁止処分
台 湾	7-2	合成抗菌剤（スルファメサジン）検出	販売禁止処分
オランダ	7-2	成分規格：水分活性0.89～0.90	残品なし
ミャンマー	7-2	成分規格：シアン化水素を53mg/100g検出	販売禁止処分
アルゼンチン	4-2	アフラトキシンB ₁ ：21.7ppb 検出	販売禁止処分
ブラジル	4-2	アフラトキシンB ₁ ：10.2ppb 検出	残品なし
イラン	4-2	アフラトキシンB ₁ ：11.5ppb 検出	自主廃棄（7.17kg）
アメリカ	6	アルラレッドACを検出	販売禁止処分
アメリカ	11-2	BHAの表示なし	適正表示を指導
アメリカ	11-2	ソルビン酸の表示なし	適正表示を指導
アメリカ	7-2	成分規格：スズを 164～255ppm検出	販売禁止処分
アメリカ	7-2	安息香酸の不正使用：0.12g/kg検出	販売禁止処分
西ドイツ	11-2	サッカリンの表示なし	適正表示を指導
インドネシア	4-2	アフラトキシンB ₁ ：11.4ppb 検出	残品なし
アメリカ	7-2	食肉製品の製造基準：耐熱性菌総数オーバー	残品なし
中 国	11-2	安息香酸の表示なし	適正表示を指導
アメリカ	10-2	材質別規格：カドミウム 450～500ppm	販売禁止処分

第7節 牛乳衛生

1 生乳の使用量と牛乳等の製造量

都内には、島しょを含め17の乳処理場がある。

乳処理場や乳製品製造工場で処理される生乳量は表-1のとおりである。これらの生乳については、細菌数が400万/mlを超える規格外生乳及び抗菌性物質陽性の生乳並びに生乳の成分の規格には定められていないが、無脂乳固形分8%未満及び乳脂肪分3%未満の生乳は使用しないよう指導している。

都内の牛乳等の生産量及び消費量については表-2、表-3のとおりである。

表-1 生乳処理の推移

単位/kl

年 度	61	62	63	元	2
生乳処理量	233,734	262,692	279,753	286,378	286,593

表-2 牛乳等の生産量(平成2年度)

単位/kl

種 類 別	牛 乳	加工乳	乳飲料	はっ酵乳	乳酸菌飲料
生 産 量	160,733	41,451	82,469	11,088	14,860

表-3 牛乳と加工乳の消費量の推移

単位/kl

年 度	61	62	63	元	2	
消 費 総 量	429,561	461,389	552,710	512,113	513,828	
牛 乳	385,636	416,374	467,879	458,817	459,121	
内	都内処理量	127,974	131,429	137,801	142,372	135,673
	訳 移 入 量	257,662	284,945	330,078	316,445	323,448
加 工 乳	43,925	45,015	54,831	53,296	54,707	
内	都内処理量	23,167	24,274	29,449	29,437	28,048
	訳 移 入 量	20,758	20,741	25,382	23,859	26,659

2 牛乳検査室

牛乳検査室では、特別区内の6工場と多摩地区の13工場の乳処理工場等について、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。

平成2年度における検査の概要は表-4のとおりである。

3 牛乳類の残留農薬の推移

牛乳中の有機塩素系農薬暫定許容基準が、昭和46年に定められ、これに基づいて牛乳及び生乳の検査を実施している。

昭和61～平成2年度の推移は表5-1～表5-3のとおりである。

表-4 平成2年度牛乳検査室検査実績

	総 数		成 分 規 格 検 査									
	検体数	検査数	検体数	検査数	規格外 検体数	検 査 数 の 内						
						比 重	酸 度	乳 脂 肪 分	無脂乳 固形分	細菌数	大 腸 菌 群	
総 数	21,402	123,634	8,222	76,627	1	4,924	10,374	10,040	9,852	14,586	17,296	
生 乳	生産者	4,057	39,713	3,738	37,380	0	3,738	7,476	7,476	7,476	7,476	-
	貯乳槽	90	910	74	740	0	74	148	148	148	148	-
	小 計	4,147	40,623	3,812	38,120	0	3,812	7,624	7,624	7,624	7,624	-
製 品	牛 乳	3,392	21,113	873	11,572	0	731	1,742	1,466	1,466	1,742	3,484
	加工乳	1,562	9,457	410	5,607	0	381	820	762	762	820	1,640
	乳飲料	3,246	13,138	761	4,566	0	-	-	-	-	1,522	3,044
	クリーム	384	1,952	94	940	0	-	188	188	-	188	376
	乳主原	1,258	5,202	312	1,872	1	-	-	-	-	624	1,248
	アイスク リーム類	270	942	87	522	0	-	-	0	-	174	348
	水 菓	68	246	23	138	0	-	-	-	-	46	92
	はっ酵乳	2,398	12,968	800	6,400	0	-	-	-	-	240	2,960
	乳酸菌 飲 料	1,500	6,158	296	2,366	0	-	-	-	-	98	1,088
	チ ーズ	149	612	53	318	0	-	-	-	-	106	212
	バ タ ー	106	404	49	294	0	-	-	-	-	98	196
	清 涼 飲 料 水	2,109	7,648	433	2,598	0	-	-	-	-	866	1,732
	菓 子	680	2,688	166	996	0	-	-	-	-	332	664
そ の 他	133	483	53	318	0	-	-	-	-	106	212	
小 計	17,255	83,011	4,410	38,507	1	1,112	2,750	2,416	2,228	6,962	17,296	
そ の 他	0	0	0	-	0	-	-	-	-	-	-	

訳			特 殊 検 査									
			大腸菌群増菌検査			保 存 検 査			残 留 農 薬		そ の 他 の 検 査	
乳 酸 菌 数	抗 菌 性 物 質	ア ル コ ー ル テ ス ト	検 体 数	検 査 数	陽 性 検 体 数	検 体 数	検 査 数	陽 性 検 体 数	検 体 数	検 査 数	検 体 数	検 査 数
4,380	4,924	251	6,634	13,257	70	4,131	24,690	464	30	390	2,385	8,670
-	3,738	-	0	-	-	0	-	-	9	117	310	2,216
-	74	-	0	-	-	0	-	-	0	-	16	170
-	3,812	-	0	-	-	0	-	-	9	117	326	2,386
-	731	210	1,359	2,718	11	777	4,662	99	21	273	362	1,888
0	381	41	740	1,480	3	365	2,190	37	0	-	47	180
-	-	-	1,552	3,104	25	820	4,920	68	0	-	113	548
-	-	-	187	374	3	93	558	68	0	-	10	80
-	-	-	607	1,214	22	295	1,770	138	0	-	44	346
-	-	-	174	348	2	0	-	-	0	-	9	72
-	-	-	42	84	1	0	-	-	0	-	3	24
3,200	-	-	0	0	0	834	5,004	31	0	-	764	1,564
1,180	-	-	574	1,148	0	361	2,070	9	0	-	269	574
-	-	-	69	132	0	0	-	-	0	-	27	162
0	-	-	57	110	0	0	-	-	0	-	0	-
-	-	-	860	1,720	1	423	2,538	10	0	-	393	792
-	-	-	335	670	2	163	978	4	0	-	16	44
-	-	-	78	155	0	0	0	0	0	-	2	10
4,380	1,112	251	6,634	13,257	70	4,131	24,690	464	21	273	2,059	6,284
-	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	0	0

表5-1 有機塩素系農薬の推移 (β -BHC)

単位/ppm

		61	62	63	元	2年度
牛乳	最頻値	0.003	0.001	t r	t r	t r
	範囲	t r~0.004	t r~0.001	t r~0.002	t r~0.001	ND~0.001
	検体数	21	20	11	19	29
生乳	最頻値	0.002	0.001	0.001	t r	0.001
	範囲	ND~0.006	ND~0.005	ND~0.002	ND~0.002	ND~0.001
	検体数	35	36	37	29	31

表5-2 有機塩素系農薬の推移 (DDT)

単位/ppm

		61	62	63	元	2年度
牛乳	最頻値	0.001	0.001	t r	0.001	t r
	範囲	t r~0.002	t r~0.001	ND~0.001	ND~0.001	ND~0.001
	検体数	21	20	11	19	29
生乳	最頻値	t r	0.001	0.001	0.001	0.001
	範囲	ND~0.001	ND~0.003	ND~0.002	ND~0.002	ND~0.001
	検体数	35	36	37	29	31

表5-3 有機塩素系農薬の推移 (ディルドリン、アルドリン)

単位/ppm

		61	62	63	元	2年度
牛乳	最頻値	t r	ND	ND	ND	ND
	範囲	t r~0.002	ND~0.001	ND~t r	ND~t r	ND
	検体数	21	20	11	19	29
生乳	最頻値	ND	ND	ND	ND	ND
	範囲	ND~0.001	ND~0.001	ND~0.001	ND~t r	ND
	検体数	35	36	37	29	31

(注) ND: 検出限界未満 t r: 痕跡

(参考) 暫定許容基準

 β -BHC 全乳中 0.2 ppm

DDT 全乳中 0.05 ppm

ディルドリン (アルドリンを含む) 全乳中 0.005ppm